

事業計画書

【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービスを身近な場所で総合的に提供する役割を担っています。このことは社会福祉法人秀峰会（以下、「当法人」）の法人理念である「地域社会との交流を通じて、あらゆる人が支え合って共に生きる地域連帯の実現」とも合致します。

【地域包括ケアシステム】

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の生活機能の維持、向上及び地域活動の参加促進を目的に、自らの意思に基づく自分らしい生活を実現するための手段として介護予防事業を含めた地域包括ケアシステムの構築という重要な役割を果たせるよう努めます。

これは高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるために、住まいを中心に介護、医療、生活支援、介護予防が一体的に提供されることを目指しています。「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた港北区アクションプラン」においては、市域共通4分野「介護予防」「多様な主体による生活支援の充実」「在宅医療・介護連携」「認知症対策」について、地域のすべての世代が参加する高齢者支援の基盤づくり、「地域主体のネットワーク化」と「NP0・民間企業等との協働・共創」による取組推進の基本方針があり、それに向かって進めていきます。

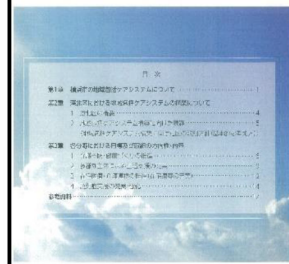
これを踏まえ地域ケア会議は個別レベル、包括レベル地域ケア会議を年間6回以上開催し、地域支援に関わる医療、施設、サービス事業所、企業等が地域支援の連携の輪に入るよう図りながら実施します。

特に包括レベル地域ケア会議では、地域の医師・薬剤師・介護サービス事業所にも参加を依頼し、地域の自治会町内会や福祉保健関係者との橋渡しを行うとともに、様々な立場の人が関わる事により、広い視点で地域課題の把握・検討を行います。

地域ケア会議を積み重ねる事で地域課題が明確になっていきます。課題を正確に把握できれば困難な個別ケースの早期解決につながり、問題の長期化を予防する事になります。

地域の助け合いと専門職のサービスの融合により、いつまでもその人らしい生活の継続の実現に向けて城郷小机地域ケアプラザでは、定期的に開催する地域ケア会議から得た地域の課題・ニーズを集約し、地域づくりの充実のため自主事業・ボランティア事業に繋げられるよう努めます。

横浜型地域包括ケアシステムの 構築に向けた 港北区アクションプラン



【持続可能な開発目標（SDGs）の視点】

横浜市SDGs未来都市計画（2022～2025）では、あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組み、環境・経済・社会的課題の統合的解決、社会経済活動と自然が調和した地域づくりを進め、新たな価値や賑わいを創出し続ける持続可能な都市を目指しています。地域ケアプラザも「すべての子どもの未来を創るまちづくり」「誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり」「災害に強い安全・安心なまちづくり」において、2030年までのゴールターゲットに向けて取り組みを進めます。

【重点取り組み課題】

地域ケアプラザは地域福祉・保健活動の拠点として、地域ニーズ・地域課題の発掘とこれを踏まえた事業展開・情報発信などを継続的に行い、地域・関係機関と連携した取り組みにつなげ、地域福祉保健活動の円滑な推進に貢献します。

貸館利用については、利用団体の登録を広報誌等で呼びかけるとともに、地域のニーズを把握しながら自主事業を開催し、参加者自立の展開を促し、登録団体として活動できるよう自立化を支援します。

高齢者支援、子育て支援、障害児・者支援を地域支援の三本柱とし、それぞれ偏ることなく事業展開することで、地域支援の幅を広げ、地域の諸団体等と連携を進めるとともに各支援活動の中から新たな地域福祉の担い手発掘とその育成に努めます。

福祉・保健の総合相談窓口として役割を果たし、地域住民の視点に立った身近な存在として、気軽に相談できる地域ケアプラザを目指します。

地域ケアプラザは、市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する役割を担っています。この地域ケアプラザの管理運営に関わることは、社会福祉法人秀峰会の理念である「地域社会との交流を通じて、あらゆる人が支え合って共に生きる地域連帯の実現」のためにも重要であると考えています。

城郷小机地域ケアプラザでは、以下のような規定に則って地域ケア会議を開催、運営します。

1. 「参加しやすい地域ケア会議」

地域ケア会議を効率的、有意義な内容にするために、参加いただく民生委員・児童委員協議会や、町内会自治会連合会に対し、その目的やお話していただきたい方向性等を事前に伝え、円滑に会議を進行していくための準備を徹底します。

限られた時間内で方向性を損なわずに会議を進めていく、中心となるファシリテーター（進行役）の技術向上も必須と考えます。

2. 医療と介護、地域住民との融合（多種多様な医療介護専門職、医師の参加）

地域が持つ資源や能力を最大限に活用すべく、民生委員・児童委員協議会、町内会自治会連合会からの意見はもとより、介護・医療の専門職それぞれが、客観的な意見を取り入れながら検討し得る会議体を目指します。また日頃から、地域住民と関わりのある協力医に医療面での相談・助言を頂き、福祉保健活動の推進に努めます。

3. 結論のある地域ケア会議

個別ケースの検討を多種職で行う個人レベルを始点として、包括、区、市のレベルでの地域ケア会議といった重層的に構成されるべきという横浜市の施策に則り、より広域なレベルでの検討を行い、その成果を地域にフィードバックし、資源開発や政策形成を目指します。個別ケースに関しては支援の方向性や、今後のリスクに関する対策の決定を明確にします。さらに、現状の地域における社会資源の限界点についても議論し、新たな支援の枠組みや行政への提案等も含めて、上位の地域ケア会議での議論へ繋げられるように努めます。



【包括レベル地域ケア会議】

【高齢者支援】

高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進するために、生活支援体制整備事業、地域包括支援センター、地域活動交流の各部門が持つ情報と専門分野の知識を活かして、地域における見守り体制の確立と支援者が必要としている支援を得るための情報収集を行います。地域内全域で支え合い活動が行われるよう城郷地区連合町内会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会等の地域活動団体と連携協力し活動を地域全体に広げます。また、気軽に参加できるよう出張講座に取り組みます。地域のニーズを把握した上で事業計画を立て取り組みます。



【地区別計画推進会議】

住民主体で運営している居場所「ホッとカフェ」、令和6年にオープンした「町カフェ城郷ノスタルジア」など地域の居場所づくりの活性化の支援も進めています。必要に応じて居場所づくり検討委員会を立ち上げ、地域の皆様と課題を共有しています。今後も居場所づくりの創設や後方支援を続けていきます。



【ホッとカフェ】

【子育て支援】

乳幼児の養育者のニーズを適切に把握・理解し、交流の場（子育てサロンなど）の提供、近隣幼稚園へ毎月出向いての子育て相談・交流活動支援、子育てに関する情報を収集し、ホームページや広報誌等を通じて地域へ情報を提供します。

就園前から高校生までの子ども分野の企画は、子育て中の親も対象に入れることで事業対象者の幅は広く、それぞれの立場に合わせた企画が必要となります。事業参加者への利用者アンケートの結果をそれぞれの対象別に集計し、地域ケアプラザを利用できる事の周知と、対象者が求めている内容の講座や事業を行うよう取り組みます。

また、地域のあたたかさやつながりを感じられる子育て支援を目指し、地域及び港北区内の子育て支援者・団体と連携しながら、城郷地区の子育てサロン等の活動も支援しています。また、城郷地区の2つの子育てサークルの活動支援を通して、子育て世代の居場所づくりのサポートを継続します。

あわせて、地域の高校生・中高生のボランティア活動の場として放課後の居場所「たまり BA こづくえ」をコーディネートすることで、若い世代にとっての福祉体験の機会を創出し、次世代の担い手育成につなげていきます。

【障害児・者支援】

城郷地区には、横浜市総合リハビリテーションセンターや横浜市障害者スポーツ文化センター横浜ラポール等、障害福祉の拠点となる大きな施設や、地域活動支援センター（障害者地域作業所型）

「ごぼうハウス」、地域作業所「ともだちの丘スマイル」など、障害者支援の施設が多くあります。障害児・者支援等の身近な相談窓口として専門相談機関や行政等関係機関と連携し適切な支援につなげられるよう、関係作りを進めます。自主事業や会議など地域における様々な場面での情報提供や周知活動を通して、気軽に相談していただける環境づくりに努めます。

地区センターとの合同開催イベント「城郷フェスタ」では、「ごぼうハウス」、「ともだちの丘スマイル」両施設から出店して頂くことで、地域住民とのコミュニケーションも交えた社会参加の場となっています。

また、地域住民向けの「障害の理解講座」等を開催し、障害理解の促進に取り組んでいきます。令和５年度には、精神障害理解講座「こころをまなぶこうざ」を生活支援センターと共同で開催しました。今後も各専門機関と連携し、障害児・者に関する自主事業の開催を通じて、障害児・者が安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。



【城郷フェスタでのお菓子販売】



【障害の理解講座 こころをまなぶこうざ】



(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

【地域の特色や魅力、課題把握の方法について】

城郷小机地域ケアプラザを開設２０年にわたり管理運営する中で、地域に関する情報収集を継続して行い、変化も含めた地域の特色や魅力、課題をとらえて蓄積してきました。その過程で町内会自治会連合会、地区社会福祉協議会をはじめ地域関連団体や地域住民、事業所等と顔の見える関係を築き、地域課題を解決するための連携・協働先として、地域ケアプラザを地域に認識いただけています。

すでに把握している情報に加え、地域住民や関係者と連携・協働し、情報収集及びデータ分析を続け、地域の特色や魅力、課題把握の内容をアップデートします。

総合相談の内容には困りごとなどが多く含まれるため、分析を通じた地域課題の把握を行います。

【関係団体等との連携方法】

城郷地区には、小机町・鳥山町・岸根町の3つの町があり、1連合9自治会・町内会からなる総人口約24,000人、65歳以上約5,000人、高齢化率21.79%（令和6年9月時点）と、市内でも高齢化率は比較的低い地域です。しかし高齢化率は年々増加しており、特に独居や高齢者のみの世帯の増加が進んでいます。歴史のある城郷地区は、神社仏閣が点在し、小机城址市民の森等緑が多い反面、山坂が多く小机駅まで距離があり、筋力低下や免許返納した高齢者にとっては身体的負担が大きく、生活支援、外出支援等、さまざまな課題を抱えています。

城郷小机地域ケアプラザの専門職が日頃から連携し、城郷地区連合町内会、地区社会福祉協議会と協力しながら、これらの様々な課題解決に取り組んでいます。生活支援体制整備事業の一環として「集いの場」「家事援助のニーズ」「担い手不足」等、課題をひとつずつ解決できるよう事業運営をしています。

また、城郷地区は農家や古くから地域に根差した方々が多い一方で、住宅開発等により若い世代の増加もある地域です。町内会加入者の減少や子育て世代の繋がりが希薄となってきた現状に対して、多世代交流の機会も求められています。

「しろさと絆プロジェクト実行委員会」は、コロナ禍で住民同士のつながりが希薄になりつつあった状況を踏まえ、年齢や障害の有無にかかわらず、誰でも参加しやすい事業を展開し、地域のつながりを育むことを目的として発足した団体です。多世代交流の機会の創出や担い手育成、地域の関係機関のネットワーク構築のため、事務局として後方支援を継続して行きます。

地域の魅力として、港北区三大祭として継続されている「小机城址祭り」、各町内会自治会で開催される夏祭りや秋の収穫祭、どんど焼き、健民祭（運動会）等、地域行事が多く開催されています。

様々な地域主催行事に参画し、直接、地域の方とのコミュニケーションを通して、ニーズの把握を行い、顔の見える関係の構築に努めています。



【城址祭り】



【健民祭】



【しろさと絆プロジェクト】

【地域福祉保健計画】

第4期港北区地域福祉保健計画「ひっとプラン港北」城郷地区別計画に沿った活動の中で、城郷地区社会福祉協議会の活動に企画の段階から参画することも地域ケアプラザの重要な責務です。城郷地区地区別計画「たすけあうまち城郷（令和3～7年度）」は四つの柱で構成されています。

- ・世代や立場を超えた交流が「ひろがるまち城郷」
- ・担い手が広がり、活動が「つながるまち城郷」
- ・助け合いや支援の輪が「とどくまち城郷」
- ・必要な情報が伝わり、相談しやすい「安心のまち城郷」



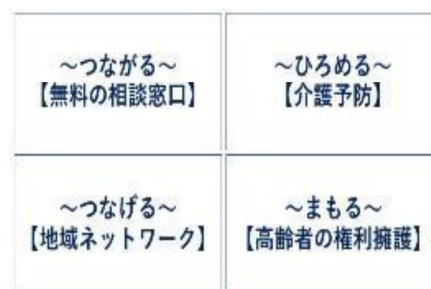
【「ひっとプラン」推進委員会】

「たすけあうまち城郷」の推進体制として、子育て分科会・見守り分科会・地域活性分科会の3分科会に分かれて活動し、サポートスタッフとして参加を継続します。地域活性分科会では地域活動団体の交流と連携を強化するため交流会を実施しており、円滑な運営を支援していきます。

【高齢者支援】

地域ケアプラザは高齢者支援において、右図のように4つの役割を果たします。高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進するために、生活支援体制整備事業、地域包括支援センター、地域活動交流の各部門が持つ情報と専門分野の知識を活かして、地域における支えあい体制の確立と支援者が必要としている支援を得られる為の情報収集を行います。

高齢者の介護予防・認知症予防・生きがいつくりに、身近な地域で取り組める事業展開を進めます。老人会や民生委員児童委員、地域関連団体の会議等に参加して事業を開催し、活動支援を継続していきます。



高齢者支援における
地域ケアプラザの4つの役割



【地域向けの出張講座】



【町内会活動団体の会議】



【老人会での体操教室】

【横浜市チームオレンジへの取組み】

認知症施策推進大綱において、全市町村で認知症本人と家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ「チームオレンジ」が整備されています。横浜市においても認知症施策推進計画に位置付けられたチームオレンジのコーディネート機能を当地域ケアプラザでも担う役割があります。令和4年度より、住民主体の“城郷地区チームオレンジ”を組織し、城郷地区には集いの場が少ないという課題から認知症カフェ（ひといきカフェ）を開催して、少し物忘れの気になる方でも気軽に集える居場所を支援しています。また、認知症を題材とした映画上映会や認知症VR体験講座等の開催を継続して、地域における認知症についての普及啓発や新たな担い手に繋げる取り組みを行っています。



【認知症 VR 体験講座】



【認知症当事者による演奏】



【映画上映会】

【子育て支援】

乳幼児養育者の相談・交流の支援として民生委員児童委員主催の「子育てサロンおおきくなあれ」などの開催支援をし、自主事業では「親子リズム体操」「おやこカフェ」を企画しネットワークの構築を図っていきます。事業参加者への利用者アンケートの結果をそれぞれの対象別に集計し、利用者が求めている内容の講座や事業を行うよう取り組みを続けます。



【おも城チャッチャひろば】

城郷小机地域ケアプラザで生まれた自主グループや、城郷小机地域ケアプラザの活動の中から創生されたボランティアが、身近な町内会館等へ直接出向き活動することで町内会自治会全体の高齢化への手立てとしていきます。同時期に居住を開始した方々が住み慣れた町に身近な拠点を作り出すことで、つながりふれあい支え合う町の具現化を目指していきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

【自治会町内会との連携】

城郷小机地域ケアプラザの担当地域である城郷地区連合町内会は9町内会自治会で構成されています。城郷地区連合町内会と、地域の様々な課題を見出し、その解決策を共に考えることで、信頼関係を築き、地域とともに歩んでいく地域ケアプラザを目指しています。

- (1) 毎月行なわれる城郷地区連合町内会の定例会に参加し、地域ケアプラザ広報誌等を持参して、町内会の回覧板や掲示板を用いた情報発信を依頼します。また、各町内会自治会より地域からの相談・要望を伺い地域ケアプラザの運営に役立てていきます。
- (2) 四季折々の地域行事には必ず出席し、顔の見える関係作りや情報交換等を行います。
- (3) 城郷地区社会福祉協議会や城郷地区連合町内会とともに地域福祉保健計画地区計画の推進に取り組みます。

【区役所・区社会福祉協議会との連携】

地域福祉保健計画の推進会議において、区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザが支援チームメンバーとして参加しています。地域活動状況など当地域ケアプラザが地域との日頃の関わりから得られた情報を港北区役所、港北区社会福祉協議会と共有し、地域の方が何を思い、どのようなことを課題として感じているのかを把握します。さらに、港北区役所区・港北区社会福祉協議会と、月1回の定例会議を実施し、定期的に地域アセスメントを行い、個別支援、地域支援両面から地域課題の把握を行っています。課題の解決に向けて社会資源をどのように活用したらよいかを検討し、共助がどのような形で進められるかを考えていきます。

【地区民生委員・児童委員協議会との連携】

毎月定例会で情報共有を行い、民生委員・児童委員の抱える諸課題に対しては、地域包括支援センターが専門的な立場から支援します。また、困難ケース等については行政や関係機関に繋ぎ連携していきます。

【保健活動推進員との連携】

地域の自治会館等を利用し、出張講座として、健康測定（血圧、握力、血管年齢チェック）等、地区保健活動推進員と協働して事業を行います。また、年度初めに、保健活動推進員と地域ケアプラザ懇親会を開催し、地域の情報や事業の予定を共有し、協力体制を強化しています。



【出張認知症カフェ】

【地域内高齢者施設・病院・障害者事業所・作業所との連携】

近隣の障害者作業所の活躍の場として、地域ケアプラザの事業やお祭りに参画してもらうことで、他の関係機関とのネットワーク構築を進めます。また、地域の高齢者施設で認知症カフェを出張開催することで地域と施設との顔の見える関係づくりを進めます。

【地域活動団体との連携】

地域の行事、地域ケアプラザの活動を通して、地区青少年指導員、スポーツ推進委員等、地域活動団体と連携しながら福祉保健事業を進めていきます。



【しろさと絆プロジェクト】

コロナ禍で住民同士のつながりが制限されている中、城郷地区の多様な個人・団体等が参加可能な事業を開催していこうと始まった「しろさと絆プロジェクト実行委員会」は、城郷地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、青少年指導員、スポーツ推進委員、小学校 PTA 役員等地域の様々な活動の担い手として活躍するメンバーで構成されています。地域の関係機関のネットワーク構築のため、事務局として後方支援を継続して行きます。

【学校との連携】

城郷地区には2つの小学校（城郷小学校、小机小学校）と1つの中学校（城郷中学校）、1つの高等学校と支援学校（岸根高校、鶴見支援学校岸根分教室）があります。小机小学校では、車椅子体験や高齢者疑似体験を実施し、福祉体験の機会を提供し、また、校内で活動している手話クラブに向けた手話講座を実施するなど、学童期から福祉を身近に感じてもらい、興味をもってもらうための取り組みを学校と連携して進めていきます。



【しろさとフェスティバル】

城郷中学校に向けては、隣接する中学校区の4つの地域ケアプラザが連携して中学生ボランティア活動支援事業「ちょいボラサポーターズクラブ」に取り組みます。

岸根高校、鶴見支援学校岸根分教室との連携では、誰でも気軽に参加できる地域団体主催の展示事業への作品協力から、子ども対象のイベントでのボランティア活動まで、幅広い福祉活動の情報提供とコーディネートを行います。

【他の地域ケアプラザとの連携】

毎月区内の地域ケアプラザとの連絡会に出席し、自主事業や地域活動、地域福祉保健計画の進捗状況等の情報共有、共催事業や研修の企画・運営に取り組みます。令和6年度には、港北区生活支援コーディネーター連絡会において、ボランティア活動や地域活動に関心がある方に向けた講座「知る活からやる活へ」を実施、また、地域活動交流では、隣接する中学校区の4つの地域ケアプラザが連携し、中学生向けのボランティア活動支援事業「ちょいボラサ



【知る活からやる活へ】

ポーターズクラブ」を継続します。近隣（港北区外）の地域ケアプラザと連携し、研修、コーディネーター連絡会、事業へ参加し情報交換の場を持ち、職員のスキルアップを図ります。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

昭和59年4月に横浜市旭区で特別養護老人ホームを開設して以来、当法人は一貫して地域福祉活動の向上のために活動を進めてきました。一人ひとりの限りある生命を大切にする事で高齢の方々が健やかで安心して暮らし続けられ、誰もがこの世に生まれてよかったと思えるホスピタリティー（おもてなし）を提供することが、当法人の行うべき福祉保健サービス業であると認識し、地域福祉の原点である地域に根ざした事業活動を展開しています。

【当法人の理念】

当法人は以下の理念を掲げて高齢者を中心とした介護福祉の活動を展開しています。

1. 人間が主体である

子どもから高齢者まで、すべての方々が常により高い自己実現に向かって生活ができる環境をつくります。すべての方々がご自身の人生の主役となって、日々の生活を送られることを何よりも大切と考え、様々な側面からそのお手伝いをします。

2. 連帯の輪を無限に広げていく

住み慣れた地域の中で、すべての方々が健やかで安心して暮らし続けるためには、行政やさまざまな団体など多くの人々が地域ぐるみで連携・連帯することが不可欠です。当法人は地域社会での交流を通じて、あらゆる人が支えあって共に生きる地域連帯の実現を目指します。

3. 日に日に新たな今日を創造していく

この世に生を受け人々は人生の旅路を歩んでいきます。歩みは誰とも代わることでないものであり、一步一步は真にその人固有の価値です。人生の一日一日がその人の心に叶うものであることを願い、私たちは共に歩みながら支援活動を続けます。

【“デス・エデュケーション” という考え方】

「デス・エデュケーション」は1960年代にアメリカで提唱された概念で、日本では上智大学のアルフォンス・デーケン教授が、1982年頃から「死の準備教育」を提唱したのが始まりとされています。「死を見つめることは、生を最後までどう大切に生きぬくか、自分の生き方を問い直すことだ」とデーケン教授は唱えており、これを高齢者介護の中で生かすべき死生観として、当法人は実践を重ねてきました。デーケン教授は、「余命を宣告された人のケアの重要性」を訴えています。



当法人は、この「デス・エデュケーション」という考え方を特別養護老人ホームの中で「療育音楽」、「語り部」、「CAPP(アニマルセラピー)」を通じて、また訪問看護ステーションや診療所においては、在宅における看取り支援を通じて実践しています。地域ケアプラザは、子どもから高齢者までが支援の対象ですが、高齢者を対象とした事業においては「デス・エデュケーション」の考え方を活用していきます。

【“羅針盤”】

“羅針盤”というのは、当法人の基本コンセプトをまとめたカードです。全職員がそれぞれに携帯しています。毎朝礼時にはテーマごとに職員全員で唱和します。職員が当法人のコンセプトを常日頃から再認識し、共有するためのツールです。羅針盤には上記の理念・テーマの他、以下の行動指針等を掲げています。

日本弁護士連合会

法律・規則・約束・規律を守り、正しい勤務態度を身につけ、最高のサービスを提供します

日本仲裁協会

ご利用者に敬意を払い、その基本的権利、プライバシー、自己決定を尊重し、AOL (Art Of Life) を実現します

羅針盤

最高のサービスを提供するために

1 あたか心のこもったご挨拶で対応いたします

- ・明るいつ笑顔で自ら先にご挨拶をします。
- ・ご利用者をお名前（姓）でお呼びします。
- ・立ち止まり、目を見て、声をはっきりと。

2 好感をもたれる身だしなみと態度で接します

- ・清潔な服装を心がけます。
- ・背筋を伸ばした美しい立姿をします。
- ・明るく親しみやすい態度で接します。

3 正しい言葉づかいをします

- ・敬語を正しく使います。
- ・分かりやすい言葉を使います。

4 誠実な態度で電話対応をします

- ・明るく、ゆっくりと、はっきりと。笑顔で。
- ・呼び出し音は2回、保留は20秒を限度とします。

5 5S11運動を推進します

- ・整理・整頓・清掃・清潔・親・美しい。

1 ご利用者の立場に立て、本当に必要なサービスを提供します

- ・ニーズをすばやく察知し、知識・技術を生徒して、期待以上のサービスを提供します。
- ・ご要望にお応えできない時、「できません」「わかりません」とは言わず代答案を示します。

2 小さな「気づき」を重ねます

- ・継続的に記録をとり、必要な行動をして、病変・事故を未然に防ぎます。

3 ご利用者の安全を確保します

- ・非常事態時に対応する日頃の備えを怠りません。

4 苦情には感謝の気持ちを持って対応し、より信頼をいただく良い機会として生かします

5 基本に忠実、応用に果敢なサービスを提供します

“羅針盤”カード

【ヒューマンケアネットワーク】

ヒューマンケアネットワーク（以下、「HCNW」といいます。）とは、当法人の事業コンセプトを形作る土台となる考え方です。4つの項目を基本としています。

1. 24 時間、365 日サービスを提供する仕組みを作る。
2. 市内全域でサービスを提供できる拠点を展開する。
3. 単体ではなく、様々なサービスの組み合わせでご利用者の生活全体をサポートする。
4. 重篤な方、サービス提供が困難な方にもサービスを提供する。



【ヒューマンケアネットワーク】

このHCNWは先に述べた法人理念を法人全体の事業活動推進体系として事業を遂行して行く仕組みです。HCNWは約166の事業所（令和6年12月時点）を配置することで構成されています。各々の事業所は人事、資金、情報、教育等あらゆる活動面で連携連動しています。

【地域包括ケアとの親和性】

一方、介護保険制度の中では平成 24 年度より「地域包括ケア」という概念を打ち出しました。これは地域密着型サービスの拡充、人々の生活をより包括的に守るケア、介護と医療の連携等のテーマを掲げているものですが、この地域包括ケアとHCNWは、その方向性が合致します。現在、当法人ではHCNWに基づき介護保険サービスのほか、障害者福祉サービス、医療サービス（診療所 3 か所）、保育（保育所 4 か所）と様々な事業に取り組んでいます。特に居宅介護支援、訪問介護、訪問看護を一か所にまとめた「三位一体型」事業所は当法人の在宅サービスを象徴する事業形態となっています。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

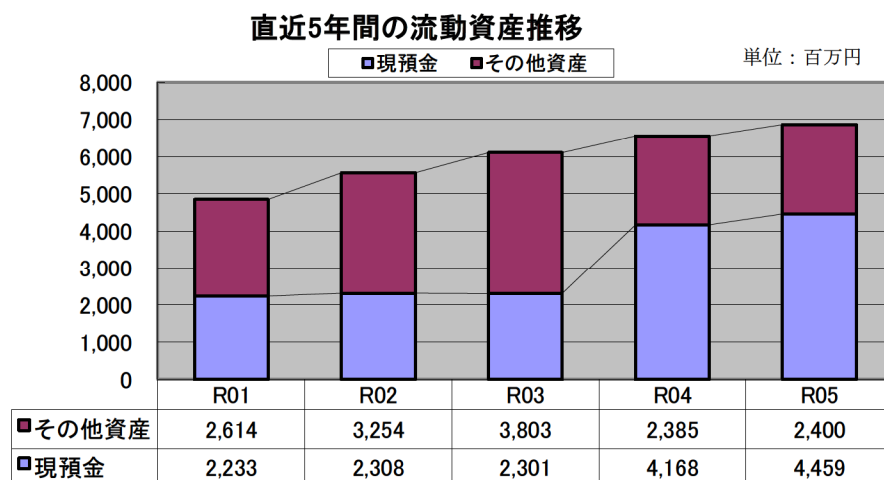
- ・予算については、理事会の承認を得た計画を適正に執行し、各事業所も予算に基づく運営をしております。
- ・法人税・消費税等については、每期適正な申告・納付を行っております。
- ・財務状況においては、金融機関に頼る事無く、自己資金で健全な運営を行っております。
- ・また毎年、次ページの通り事業所の開設を計画的に行ってまいりましたが、そのうえで、一定の資金確保を実績として残しております。

【平成 24 年度～令和 6 年度の新設事業所】

平成 24 年度	○希望の大地(居宅介護支援・訪問介護・訪問看護) ○つくし保育園東戸塚 ○楠の大樹(居宅介護支援・訪問介護・訪問看護) ○横浜市笹野台地域ケアプラザ ○花の生活館・銀の舞・磯風の謡・桜樹の森・豊穡の大地 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護) ○りんどう・すいせん(小規模多機能型居宅介護) ○さくら苑(訪問看護) ○銀の舞(訪問介護)
平成 25 年度	○うの花(小規模多機能型居宅介護) ○つくし保育園センター南 ○桐の大樹・陽光の大地・瑞穂の大地・樺の大樹・銀河の詩・希望の大地 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護)
平成 26 年度	○横浜市白根地域ケアプラザ ○横浜市馬場地域ケアプラザ ○こでまり・ひなげし・しょうぶ(小規模多機能型居宅介護) ○桐の大樹・陽光の大地・瑞穂の大地・樺の大樹・銀河の詩・希望の大地 (夜間対応型訪問介護) ○銀杏の大樹・銀鈴の詩 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護) ○水明の大地(居宅介護支援・訪問介護・訪問看護・訪問入浴)
平成 27 年度	○若草の丘(認知症対応型共同生活介護) ○ひめゆり(小規模多機能型居宅介護) ○つくし保育園上大岡

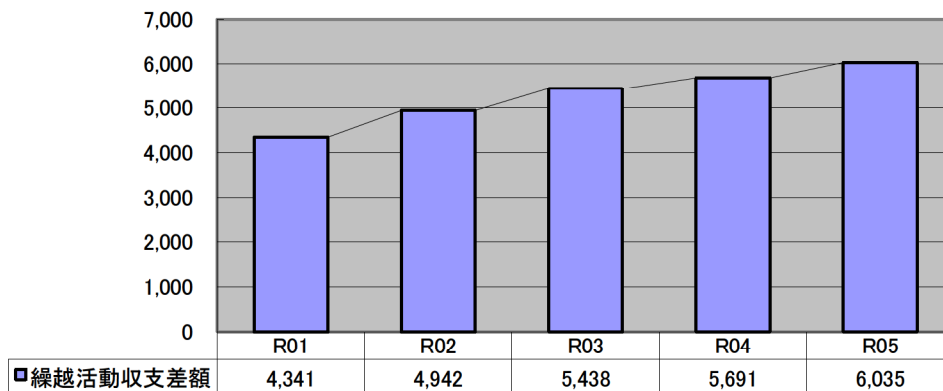
平成 28 年度	○ナース 24 港北(訪問看護)
平成 29 年度	○われもこう (小規模多機能型居宅介護) ○つくし保育園 戸塚
平成 30 年度	○椿の大樹 (居宅介護支援・訪問看護) ○瑞穂の大地 (認知症対応型通所介護) ○横浜市二俣川地域ケアプラザ ○相談支援センター銀の舞 (計画相談支援)
令和元年度	○特別養護老人ホーム 高津山桜の森 ○みずほクリニック緑園都市 ○相談支援センター銀の舞 (障害児相談支援) ○高津山桜の森介護保険センター (居宅介護支援) ○山桜の森ショートステイセンター (短期入所生活介護) ○翡翠の舞 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)
令和 2 年度	○楡の大樹 (居宅介護支援・訪問介護。ナース 24 港北と同一拠点化)
令和 3 年度	○相談支援センター銀杏の大樹 (計画相談支援・障害児相談支援)
令和 4 年度	○横浜市都田地区センター ○横浜市都田地域ケアプラザ
令和 5 年度	○さざんか (小規模多機能型居宅介護) ○楡の大樹 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護) ○榎の大樹 (居宅介護支援、訪問看護)

・市内に施設・在宅サービスを広く展開しており、より多くのご利用者に関わることで、それぞれが利益を確保し、安定した経営基盤の礎となっております(次のグラフを参照)。



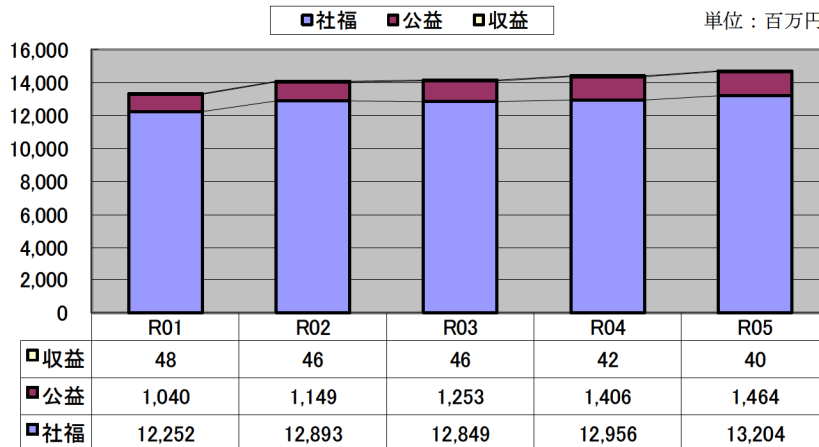
直近5年間の繰越活動収支差額

単位：百万円



直近5年間の収入推移

単位：百万円



3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

法人全体の職員を視野に、新規採用のみならず異動人事を含めて適材適所の人員配置を遅滞なく行っていきます。

所長として着任予定者は、地域ケアプラザ所長としては約3年間、業務に就いております。以前は地域包括支援センター包括管理者、社会福祉士として、子供から高齢者、障害者に至るまで、地域の相談の窓口として、また地域のネットワークづくり等を行ってきました。その経験を生かし、地域ケアプラザ所長として、高齢者支援だけでなく、地域の住民の方々による子育て支援、障害児・者支援等、地域の取り組みを把握し関係機関と連携しながら課題解決につなげられるよう事業に取り組んでいきます。今までの経験を地域ケアプラザの円滑な運営に生かし、管理者としてもあ

らゆる専門性向上に努めていきたいと思っています。

また、地域からの相談に対して的確にそして迅速に対応できる職員を配置すべきと考えます。来所相談だけではなく担当圏域へ出向き、顔の見える関係を築くことで地域の方々にとって、気軽に相談できる身近な地域の福祉拠点となる事を目指していきます。

【職員の適正配置】

配属職員は地域ケアプラザの設置目的を理解し、地域に密着した身近なところで地域福祉の向上のために積極的に課題にチャレンジしていく志と資質を持った職員配置がされるべきと考えます。高いコミュニケーション能力を持ち、地域の方々の様々な相談に的確に対応できる職員を配置します。特に、地域包括支援センターは総合相談・支援事業、包括的継続的ケアマネジメント支援事業、権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント事業等の事業を進めながら、圏域内で発生する支援困難ケースを抱え、これを解決しなければなりません。このような状況を踏まえ、法人全体の有資格者（ケアマネジャー407人、主任ケアマネジャー150人、看護師（正・准）379人、社会福祉士107人。令和6年12月末現在）から、ふさわしい人材を選抜し地域ケアプラザに配置します。

【居宅介護支援事業に係る職員の確保・配置】

事業所を一元管理すべき管理者については、法人内で研修を受け適任と認められた人材を軸に選抜していきます。居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員の資格を有し、研修等で地域ケア会議や地域包括ケアシステムへの理解を深めている人材が適任と考えます。

【通所介護事業に係る職員の確保・配置】

利用者が住み慣れた自宅で健康でその人らしく生活して頂けるよう、自立支援に重点をおいた個別支援の介護サービスの提供を目指す意識と行動ができる介護職・看護職・生活相談員等の確保と法令遵守に則った適正な配置を行っていきます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

当法人では職員の定着とES（従業員満足）向上を目的とした教育部を設置しており、職員の自己研鑽を支援、もしくは業務上必要な知識・技術を習得してもらうための教育を実施しています。

【職員教育】

1. 職場における教育

前述のHCNWの考えの元、各サービスの垣根を越え顔の見える関係を作ると共に、異なるサービスの専門職同士で事例検討等が可能な環境を提供する事で職員のスキル向上を図ります。

2. 「羅針盤」の読み合わせによる理念の共有

毎日の朝礼にて前述の「羅針盤」の唱和を行います。法人としての基本コンセプトをまとめた「羅針盤」を読み合わせる事により、その理念に定められた方針を念頭に活動しています。

【人事考課の実施】

上期・下期の年2回実施する「出航の誓い」（上期・下期における決意表明の会議）で、事業所の方針や目標が表明され、これに基づき職員各々が個人目標を設定します。半期ごとに人事考課表を提出し、これを基に職員と上司が面談します。期間中にできたこと・できなかった事を確認しながら、業務の課題等について忠告や指導を行い次期に繋げています。このPDCAサイクルを通じて職員の育成を図っています。

【職員研修】

職員研修は、法人本部教育部および各部署で専門性向上を目指した年間研修計画を作成し、実施しています。教育部では法人全体に共通の階層教育を担当し、各事業部においてはそれぞれの業務に必要な専門教育を担当しています

1. 教育部を中心に実施している主な職員研修

- ・ 中途採用者研修（入職月受講を原則に月 1 回開催）
- ・ 管理/監督職研修（テーマにより実施）
- ・ 新任管理職研修（任命時に適宜開催）
- ・ 新卒職員研修
- ・ 秀峰会アカデミー



【管理職研修】

⇒職員が受講したい研修を選び自由に学べる場を提供します。また、専門知識を有した職員が研修講師を務め、その専門性を活かす場を提供します。

2. 事業所における研修

法人主体の研修以外にも当地域ケアプラザ独自で年間研修計画を立てて、各種研修を実施しています。なお、地域活動交流、生活支援体制整備事業の担当職員についてはコーディネート能力、地域包括支援センター職員については多岐にわたる技術・知識が要求されますので、市役所、区役所または社会福祉協議会が主催する研修に参加し専門性を養っています。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

【施設の快適・安全な利用】

横浜市の貴重な財産である城郷小机地域ケアプラザを預かる指定管理者として、利用者が施設を快適・安全に利用していただくとともに、計画的かつ誠実に管理していきます。当法人が“羅針盤”（2（1）「法人の理念・基本方針・業務実績等について」参照）に掲げる当法人の5S（整理、整頓、清掃、清潔、躰）1U（美しい）運動を通じて、利用者の視点に立った設備の安全、快適な環境、性能性及び快適性に配慮しながら、きめ細かいメンテナンス対策を進めます。

【施設の維持保全】

施設（建築物、建築設備及び建築物の付帯設備）の管理については、施設の機能と耐久性を長期にわたって確保するために、「維持保全の手引き」、「施設管理者点検マニュアル」等に基づいて、清掃、点検、運転・監視及び保守を実施し、施設の状態を正しく把握するとともに、適切な維持管理保全を行います。

設備管理は、適正運転がなされるよう専門業者に委託し、各種点検・検査や測定・記録を行うとともに、安全上、防災上、衛生上の設備基準等の法令に基づいた管理を徹底します。また、運転等については、無駄を徹底的になくし、省エネやリサイクルに積極的に取り組み、地球の温暖化防止に努めます。城郷小机地域ケアプラザは、施設の様々なところで修繕が必要になっています。施設

の修繕については小修繕を適切に実施し、大規模修繕等については、設置者の市と協議して対応を図っていきます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

地域ケアプラザ内の管理者会議で、事故防止、感染症対策、労働安全衛生等、人事課題をテーマに対策を検討し、各部署会議で対策の徹底を図ります。また、過去に発生した事故やヒヤリハットの内容をもとに原因分析を実施し、必要に応じて改善するとともに、職員研修を実施し、事故防止の徹底を図ります。

毎月、区役所経由で連絡いただける以下の情報についても会議で共有し、常に事故防止の意識付けを継続しています。

- ・【記者発表資料】事務処理ミス等の状況について
- ・地域ケアプラザ等において発生した事故等の状況について（通知）

地域ケアプラザの貸館利用者に発火時の避難誘導の手順、火器使用の際の注意喚起、爆発物、危険物の持ち込み防止、使用後の清掃、電気ガスの消し忘れ等をチェックリストにして点検を利用者に周知するとともに、職員もチェックリストを用いて日常的に巡視点検を行い事故発生防止に取組みます。

事件事故発生時における緊急の対応については、全職員が利用者の安全確保を第一として対応します。遅滞なく行政への報告をすることはもちろん、対応フロー、連絡体制、報告・判断基準も明示した法人統一の事故対応マニュアルを用いて対応します。

【防犯対策】

防犯活動が積極的に行われている城郷地区において、地域ケアプラザも地域防犯の取り組みに参加し施設の安全はもちろん、安心で安全な地域づくりに貢献します。日々の業務の中では開館前、開館時間内、閉館前に職員による施設回りの見回りを行い、未然に危険察知できるよう努め、不審者や危険物等に注意し、施設を含む周辺地域の安全確認を行います。無人時の施設管理においては警備会社と連携し遠隔機械警備にて安全管理を行い防犯に努めます。ヒヤリハットなどの取り組みを積極的に行うことで、未然の事故防止に努めます。また法人内他事業所で発生する事故事例を共有することで、具体的な事故防止の意識を高めていきます。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

【発災に備えた事前準備】

災害時対応については遅滞なく行政への報告をすることはもちろん、対応フロー、連絡体制、報告・判断基準も明示した法人統一の事故対応マニュアルを用いています。

また、職員間の連絡網を完備し、遅滞ない指示連絡系統を確保するとともに任意での職員家族へ

の連絡体制も確保しています。

【福祉避難所】

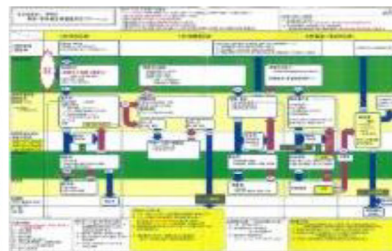
発災時には地域ケアプラザは福祉避難所として機能することに成ることを職員全員が覚知し、行動出来るよう毎年全員参加で福祉避難所開設訓練を実施しており福祉避難所情報共有システムの運用も職員全員が出来るよう、訓練時には全員がシステム入力体験するよう研修を実施し、地域の有事に対応できるリスクと覚悟を身に付けていきます。



【消防訓練】



【福祉避難所開設訓練】



【法人統一マニュアル】

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

【地震対策】

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の作成及び訓練を行います。当法人では施設の安全対策、飲料水・非常用食料等の備蓄、職員参集・活動計画・防災訓練、関係機関及び入所（利用）者家族との連絡体制、地域との応援連携と施設内活動要領の作成などについて定めるとともに、各施設において次の対策を実施しました。城郷小机地域ケアプラザにおいても、同様な対策を行います。

- ・ 備品／家具類の転倒防止、落下物対策・飲料水、非常用食料等の備蓄
（福祉避難所応急備蓄物資に追加して、職員全員分の飲料水、食料を備蓄）
- ・ 地震対策マニュアル作成（訪問系と施設系の事業の違いに沿う、職場ごとのもの）
- ・ 発災時の対応としては、法人内全事業所で地震災害時参集訓練を実施しており、法人職員が指定された自宅より最寄りの事業所・施設に参集し、午前6時に震度6の地震が発生した事を想定して、非常時のとるべき行動について確認し訓練を行い、災害伝言ダイヤルを活用し、災害対策本部の指示確認、被害状況報告を行っています。
- ・ 年2回の消防訓練を実施し、常日頃から発災時の対応確認を実施しています。
- ・ 毎年横浜市港北消防署小机消防出張所所長にご協力いただき「AEDの使用訓練」と「デイスービスご利用者参加の合同消防総合訓練」「地震時を想定した避難訓練」「水被害を想定した避難訓練」を実施しています。
- ・ 地域防災拠点の合同防災訓練に参加し、地域の方々とも連携を図っています。
- ・ 訓練に参加する事で、地域防災に関する職員の意識向上も図ります。

【BCP 研修】

災害発生時の BCP 想定訓練について介護保険事業所に重点を置いた事業継続の視点から介護予防、居宅介護支援、通所介護の業務内容に即したマニュアルを作成し、発災時の想定訓練を行います。実動訓練では有事の際、優先順位の準備がなされているかを確認し、介護事業所業務継続に即した内容の訓練を行います。

【感染症の発生・まん延に備えるための取組】

感染症研修について年2回研修を行います。1回は実動訓練により適切な感染予防を学び、スキルアップを図っていきます。感染症や自然災害が発生した場合であっても、地域包括支援センターの相談業務や地域活動交流の貸館事業、通所介護及び居宅介護支援のサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。感染症発生時及び自然災害発生時における業務継続計画（BCP）を作成し、随時見直しによる更新、座学研修や実地訓練等を定期的に行っていきます。

感染症の予防及びまん延の防止の為に指針に則り、感染症対策委員会を定期的に開催し、感染症防止の為に研修実施や感染症発生時の対応、BCPの随時見直し等を行っていきます。又、平常時においても、事業所の衛生管理や利用者・職員の健康管理、感染予防、衛生資材の確保・補充・管理を行っていきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域包括支援センターにおいては、横浜市地域包括支援センター運営事業実施要綱で、職員の責務として「包括センターの職員は、公正中立性に十分留意して行動しなくてはならない」とされています。また、居宅介護支援事業者においては、横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例において「指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス等事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行わなければならない。」とされており、これらの遵守は利用者による適切な自己決定権の確保という観点から最重要課題の一つと考えます。以上を前提として、次の点に留意しつつ対応します。

【複数の選択肢の提示】

相談者の住所地、心身状況、世帯状況、経済状況、意向等を聞き取り、これらを踏まえつつ、相談者にとってより利益となるであろう介護保険サービス事業者等を含めた社会資源、社会保障制度等を分かりやすく説明し、複数の選択肢を提示します。

【希望に沿った事業所の選択】

選択肢の提示の際には、市発行の情報誌「ハートページ」等を活用し、さらに各事業者パンフレットや公的機関による公開情報を加えて、口頭だけでなく書面による視覚情報も交え可能な限り分かり易い説明をします。利用者及び家族がご自身の希望に沿った事業所を選択するお手伝いをします。

また利用者が自己決定にて選択したサービス提供事業者についても、利用者が望むサービスを受けられないと考えるときには、契約を解消し、新たなサービス提供事業者を選択可能であることを説明します。



【ハートページ】

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

城郷小机地域ケアプラザでは満足度の高いサービスを提供するため、良好な接遇態度と来所者とのふれあいを基本として、深い信頼関係を築いていきます。

【利用者ニーズの把握】

1. 利用者ニーズの整理

個別ニーズ、地域共通ニーズ、団体・機関活動ニーズに整理して対応します。

2. 利用者ニーズの把握方法

(1) “待ち受け” のニーズ把握

地域交流事業の利用者、地域包括支援センターの総合相談窓口の利用等、当地域ケアプラザに来所される利用者から持ち込まれる利用者ニーズを把握します。施設内にはご意見箱を設置し、集まった意見や苦情は記録し改善に繋がります。また、必要に応じて内容を公開します。

(2) “利用者の声” のニーズ把握

毎年、利用者満足度アンケート（居宅介護支援事業所は介護保険制度に基づくアンケートを含む）を実施し、分析結果を業務改善に生かします。

(3) “各種会議へ出向いて” のニーズ把握

自治会、民生委員児童委員協議会、老人会クラブ等の会合に出席し、広報誌やチラシを配布して、事業等の広報とあわせて地域ニーズの把握を行います。また区役所地区担当や港北区社会福祉協議会地区担当、近隣の関連施設からの地域情報収集を積極的に行います。



【民生委員児童委員協議会】

3. 利用者ニーズによる課題の解決、改善

当地域ケアプラザの運営協議会は議題を審議する場であると共に、当地域ケアプラザの「あり方」についてご意見をいただき、課題解決をすすめていくための話し合いの場でもあります。把握した課題を分析し、分かりやすく提示して地域の話し合いのなかで解決していけるように努めます。ご意見箱を設置し集まったご意見には誠意を持って対応します。いただいたご意見とその対応策については、施設内にも掲示し、誰もが確認できるようにします。

【利用者の苦情対応】

利用者及び地域住民の方から苦情をいただいた場合、内容は市役所・区役所に書面をもって報告するとともに、真摯に受け止め誠意をもって対応する姿勢を職員一人ひとりに教育します。所長を苦情対応の総括責任者とし、各部門の管理者を苦情受付・解決責任者として、次の点に留意し心のかもった対応と速やかな解決を図ります。

苦情内容は記録として残し、関係者の会議で要因分析を行い、

対策を検討すると共に再発の防止に努めます。また苦情の性質上必要と判断される内容については、当法人の設置している第三者委員会により、客観性を担保しつつ適切な対応、解決に結びつけられるよう取り計らいます。



【正面入口・各部屋 ご意見箱】

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

【個人情報の管理の方針】

地域ケアプラザにおいては、施設利用の方々の多くの個人情報を保有することになります。このため、「個人情報の保護に関する法律」等の法令、厚労省のガイドライン、横浜市の「個人情報保護条例」を遵守します。

【「個人情報保護に関するマニュアル」概要】

- ・「個人情報保護チェックリスト」を用いて、職員は年1回以上セルフチェックを行います。
- ・個人情報を業務上必要な関係者以外には伝えません。
- ・個人情報を得るときは使用目的を明確に伝え、了解を得ます。
- ・個人情報は業務上必要性がない者が閲覧等出来ないよう厳重に保管管理します。(夜間等不在時施錠、机上放置不可)
- ・情報の伝達などは複数回のチェックを行ない、個人情報の漏れやFAXの誤送信等がないよう留意します。
- ・不要の持ち出しを禁じます。持ち出し必要時は所属長の下承を取り、必要最低限の情報の持ち出しとなるよう留意します。
- ・事務処理ミス・個人情報漏えいの発生事例に基づくチェックポイントを確認します。



【職員研修等】

採用時研修で個人情報の保護について、必須科目として受講を促します。勤務開始時には「個人情報の保護に関する誓約書」を提出します。さらに配属後は、年1回以上職場研修を行います。研修では個人情報の保護に関する法律等の法改正に速やかに対応できるよう、内容や留意点も周知します。



【職員研修】

【情報公開】

市の指定管理料等によって運営されている地域ケアプラザの事業は、広く住民に状況が開示されることの重要性を理解し「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に準じ適正な対応を行います。広報誌「城郷だより」(毎月1回発行)で当地域ケアプラザの運営状況等を公開します。

また、法人公式ホームページ等で地域ケアプラザ事業の紹介などを行います。作成の際には、安全かつ適切に情報が得られるようセキュリティを確保するとともに「ウェブアクセシビリティ仕様書」に基づき適合レベルに準拠したウェブアクセシビリティに配慮します。

介護サービス情報の公表では、神奈川県指定機関による確認を経て開示します。窓口で閲覧できる資料としては当地域ケアプラザの事業計画書、事業報告書、予算決算書、第三者評価書等をカウンターに常時備え付けます。

年に2回の当地域ケアプラザ運営協議会では運営委員の方々への活動報告を行うとともにご意見をお寄せいただき改善に努めます。

【人権尊重】

人権とは、人として生きていくうえで欠かすことにできない基本的な権利であり、この世に生きるすべての人びとが生まれながらにして誰もが当たり前のものとして持っている権利のことです。

我々は個人情報だけでなく、プライバシーそのものを扱う事業であり、多大な責任とリスクを負っています。まずは我々職員が相手を正しく知るアセスメント能力の研鑽や画一的な価値観に囚われず多角的な視点による発想の転換、相手の立場に寄り添う努力などを普段の業務から心がけます。地域から信頼され続けるためにも、前項の個人情報保護の取組と一体的に、プライバシーの漏えい防止、人権感覚を高める努力と横浜市人権施策基本指針の内容を意識して、定期的な研修を続けていきます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

【横浜市地球温暖化対策実行計画】

環境問題は温暖化が地球規模となり、今や環境への配慮を欠いては私たちの生活は成り立ちません。横浜市は「Zero Coarbon Yokohama」と銘打った2050年までの脱炭素化という目標を掲げました。公の施設である地域ケアプラザもこれに基づき取組み、職員一人ひとりが環境に配慮した行動を実践していきます。

【ヨコハマプラ5.3計画（横浜市一般廃棄物処理基本計画）】

横浜市では従来のごみ削減への取組みに加え、燃やすごみに含まれるプラスチックごみの削減を重点的に進めることで温室効果ガス排出量を2030年度までに2万トンを削減（2022年度比）を目指しています。地域ケアプラザ運営で出るごみについても、新しい基準に沿った分別を徹底します。

【市内中小企業優先発注について】

横浜市においては、横浜市内中小企業振興基本条例において「市内に立地する企業の大多数を占める中小企業は、それぞれの業種・職種において市内経済を根幹から支え、地域のまちづくりや雇用、災害時の助け合いなど、地域社会へ貢献するとともに、大企業を様々な面から補完する存在として横浜市の発展に大きく寄与してきた」「市内経済の持続可能な発展のためには、中小企業の意欲的で創造的な活動を支援する事が不可欠である」との考えが示されています。こうした背景のある中小企業のさらなる発展に寄与するべく、市内、とりわけ当地域ケアプラザ担当地区内にある中小企業に施設修繕や備品購入等の発注を優先的にを行います。

具体的には、横浜市ホームページなどから得られる市内業者一覧の中から特に当地域ケアプラザ近隣にある事業所等をリスト化し、日常的な物品調達、役務委託等を依頼できるようにします。また法人の経理規程に基づき、一定条件下においては複数の見積合わせをする事で、不要な経費増額を抑制します。

【男女共同参画推進について】

横浜市は、第5次横浜市男女共同参画行動計画にて「性別に関わらず多様な選択を実現できる社会」を目指しており、私たちは当該行動計画の主旨に則り、性別によるあらゆる差別を排し、機会の平等を推進します。

具体的には、「横浜市男女共同参画推進条例」に準拠し、職員は市の男女比目標を上回るよう採用・

配置計画を進めます。当法人では看護師、ケアワーカー等を中心に多くの職員が出産・育児休業を取得することから、当地域ケアプラザにおいても、こうした休業を本人の希望に基づき取得できるよう支援します。

【障害者就労施設等からの物品等の積極的な調達について】

横浜市では「横浜市における障害者就労施設等からの優先調達方針」にて「本市における障害者就労施設等からの優先調達の一層の推進を図る」とされており、更に「横浜市が障害者就労施設等からの物品及び役務の優先的な調達を推進することにより、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資する」としています。

誰にでも、様々な理由から社会生活や日常生活を送るのに支障がある障害を負う可能性があり、「障害者の自立」は、まさに未来の我々の人生にも大きく関与するものであります。障害者の方への自立支援に係る環境を整える事は、横浜市民全体の将来的な課題への予防的施策と捉え、私たちは障害者就労施設より積極的に物品調達を行います。

【従来の取組みの継続】

①リデュース(発生抑制)・・・ごみそのものを減らす

ごみのもとになる無駄づかいを減らします。出来るだけ物は購入しません。中古品、リサイクル品、グリーン購入適合品を必要な分だけ購入します。購入したものは出来るだけ長く使います。



②リユース(再使用)・・・何回も繰り返し使う

物品を購入する場合は繰り返し使えるもの、不要紙の裏紙の利用など小さなことでも徹底した取り組みによって、職員にゴミの減量化を意識づけます。

③リサイクル(再生利用)・・・分別して再び資源として利用する

廃棄する場合、全職員が分別を徹底すると共に事業の意味を周知し徹底を図ります。

【電気・ガス等エネルギーの使用の削減】

①電気等エネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出量の削減に取り組みます。

②空調設備の運転は冷暖房の設定温度を夏季 28 度、冬季 20 度を目安に設定して省エネルギー運転を行います。服装等はクールビズ、ウォームビズで対応します。

③昼休みなどは使用していない OA 機器の電源を切ります。

④不要な照明等はこまめに消灯する事を徹底します。

⑤館内掲示等で、施設ご利用者へ向けて省エネルギーの呼びかけを励行します。

【建物内外の整備】

5S（整理、整頓、清掃、清潔、躰）1U（美しい）運動を推進します。5S1Uの取り組みによって、来訪者が気持ちよく活動できるようにします。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

	【貸館稼働率】	令和4年度	令和5年度
--	---------	-------	-------

現状の稼働率は右表のような状況になります。	多目的ホール	58%	52%
	調理室	12%	13%
	ボランティアルーム	36%	41%
	地域ケアルーム	28%	32%
	平均	34%	35%

【効率的に利用いただくための周知活動】

貸室の少ない曜日や時間帯の利用を地域の各活動団体やサークル等におすすしめし、利用集中を避け貸室を空き時間なく有効利用できるよう努める事で午後の時間帯や夜間の稼働率アップを目指します。

【活動の後方支援】

地域に向けて活動の周知を行いたい団体や関係機関（子育て支援拠点など）の情報を提供していただき、サークル立ち上げの支援も含め、ニーズのある活動が活性化するよう活動場所を提供します。参加者が低迷しているサークルに関しては、館内掲示やチラシの作成、広報誌等で参加者の呼びかけを継続します。

多目的ホールにWi-Fi環境を整え、サークル活動・自主事業に活用していきます。

【魅力ある自主事業の企画実施】

年間30事業を目標として自主事業を企画し、更に自立化を促して定期利用に繋げる等、利用率の向上を目指します。また、地域や利用者のニーズにあった自主事業を企画します。城郷地区では、健康に関する体操、音楽鑑賞に関心があります。地域ケアプラザ自主事業で培った情報を活かし、地域住民とともにニーズに沿った自主事業を企画し利用促進します。

【土・日曜日などの利用促進】

土・日や祝祭日でもご利用出来る事を広く地域に様々な媒体を積極的に活用し、情報を提供します。

【貸館利用団体の活動や自主事業周知のための掲示】

来館者の目に留まりやすいエントランスホールや廊下にホワイトボードを設置し、貸館利用団体の活動紹介や自主事業の広報を実施します。手に取りやすいサイズのチラシを設置することで、気軽に情報を持ち帰ることができ、活動につながりやすくなります。

【広報誌の発行】

魅力ある広報誌『城郷だより』を毎月発行し、当地域ケアプラザの事業内容や各種講座・イベントなどを紹介して施設利用の促進を図ります。広報誌は担当エリア内自治会町内会、民生委員児童委員協議会、老人会、学校、医療機関、子育て支援施設、商店街店舗等へ配架し、また地域の掲示板に掲示を依頼していきます。

【ホームページでの情報提供】

当地域ケアプラザのホームページでは、施設の概要と催事の案内を中心に情報提供しています。毎月発行している広報誌も、ホームページから閲覧できるようにしています。



【貸館団体交流会の実施】

貸館団体交流会で、地域ケアプラザの利用方法を分かりやすく説明します。交流会の後半では、外部講師による、ボランティア活動に関する講座を実施し、新たなボランティア活動を始めきっかけづくりや、ボランティア活動を継続するための工夫等、ボランティア活動への意識の向上を図ります。また、団体同士が交流し、情報を共有できる時間を設け、お互いの活動を知り、活動への意欲を高めあう機会を提供していきます。



【貸館団体交流会】

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

【考え方及び提供方法】

晩婚化や女性の就業率上昇に伴い、高齢介護と育児は切り離す事が出来ない生活課題であります。これに障害等の要素が加わる事も決して珍しくなく、この場合における主たる介助者の心身の負担は相当なものです。地域から孤立した状態に陥れば、その発見が遅れば遅れる程深刻な事態を招きかねないのが実情です。このような認識である事を前提に、より良い情報提供が可能となるような取り組みを行います。

- ①公的サービスは当然の事、インフォーマルサービスの情報についても、行政等関係機関との連携により最新情報を取得しつつ速やかに情報更新を続ける。
- ②民生委員・児童委員協議会、港北区役所担当ケースワーカーとの間で問題を抱える地域住民に関する情報交換を定期的に行い、コンタクトを取るべき方々について把握し、可能な限り早期の訪問を開始する。
- ③客観的に支援を必要とする状況だとしても、共感的姿勢で接することで信頼関係の醸成を行いつつ、それぞれの事情に応じた解決策を示していく。
- ④上記③と同時並行で、各関係機関と情報共有しつつ多角的な視点で検証し、独善的な対応とならないよう支援内容について客観性を担保する体制を取る。
- ⑤一つの事例について区役所内の複数部署を横断するような複合的課題を持つ場合は、関係部署間を仲介する役割を担う。
- ⑥介護・育児・障害のいずれか、又は複数の課題を抱える場合、これに付随して各種の虐待や貧困等の課題をも併存している可能性があるため、介護・育児・障害だけでなく、権利擁護や生活保護、消費者問題等にも可能な限り精通するべく、各職員への研修受講を計画する。
- ⑦上記①～⑥にある支援の積み重ねにより、地域課題を把握し、新たな支援モデルや行政サービスの開発に寄与する。

【地域ニーズの把握】

適切な情報提供のために、毎月開催の城郷地区連合町内会、城郷地区支え合い連絡会、城郷地区別推進委員会等に参加し地域のニーズを探り情報収集すると同時に当地域ケアプラザの情報

相談業務において、地域の状況、家族体制に合わせて ICT を活用し相談者がストレスなく相談出来る窓口となるよう努めます。また、その都度経過をデータ入力し、システム化により地域包括支援センター職員が常に状況把握、情報共有ができ、そして毎日小会議を開催し課題の把握をすることで、どの職員も同一の対応ができる体制（チームアプローチ）を継続していきます。

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。



地域の方々の相談には、港北区福祉保健センターと連携した対応を要する事例が多々あります。様々な要因で支援が困難な事例については、港北福祉保健センター職員との定例カンファレンス等にて役割分担を明確にして対応します。

主任介護支援専門員が中心となり港北区福祉保健センターと連携して就労予定及び新任の介護支援専門員を支援します。

高齢者虐待等について社会福祉士が区役所その他関係機関と連携して取組み対応します。

【地区センターとの連携】

地区センターでは、多岐にわたるグループ活動や自主事業が行われており、地域の方の活動の場となっています。

地区センターとの会議を月1回実施し、お互いの事業の共有を行います。お互いの施設の強みを理解し、地域ケアプラザと地区センターと一体的に支援が提供できるよう進めていきます。地域ケアプラザとして認知症や疾患や障害、加齢による機能低下等で地区センターの活動に参加しにくくなった方でも通い続けられるプログラムを提供し、障害や、虚弱になっても通い続けることができる事業の実施を目指します。



【城郷フェスタ 2024】

また、年に一度、地区センターとの合同開催の「城郷フェスタ」を継続し、地区センターと連携して、地域の皆様に、舞台発表や作品展示等の場の提供を行います。

【福祉・保健・医療機関との連携】

国全体で推し進めている地域包括ケアシステムの実現には、医療と介護の連携がさらに重要となる為、区医師会との連携、情報交換等に努め、かかりつけ医、家族、区役所等との橋渡しに努めます。

また、一人暮らしの高齢者の急変時の事態等も病院と連携して対応します。更に、要介護状態の退院者の介護申請代行、受入場所の確保等も病院と連携して対応します。地域中核病院は広域的位置にあるので、上記の取組は地域の介護/医療ネットワークの一部として参画し、同様な「医療と介護の連携」を実践できるようにしたいと考えます。在宅での看取りの場合、訪問診療医、訪問看護師、薬剤師、医療機器メーカー、訪問介護、福祉用具貸与などの医療・介護事業者や、ご逝去後の残された家族を支える支援（グリーフケア）など、非常に多様な職種や立場の方々に関わります。ご本人やご家族を支援する関係者が一つのチームとして円滑に関わっていけるようにネットワークづくりに努めていきます。

協力医との連携はもちろん、区内近隣の医療機関や総合病院との連携を常に意識し協力体制の確立と、良好な関係性の構築に努めます。

【職員間の連携】

所長及び5職種（地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーター・包括3職種）は日々のコミュニケーションに加え、情報共有ツールや、相談内容の回覧にて日々情報把握を行っており、職員が休暇中であっても他の職員で対応できるようになっています。加えて毎月定期会議にて各事業担当の動きを確認し、共通の目標である事業計画の進捗も随時確認する事で円滑で滞りなく情報伝達できる職場環境を作っています。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

【自治会町内会との連携】

地域ケアプラザにとって地域の方々とともに自治会町内会と協働し連携した取組みは必須要件と考えています。

城郷地域ケアプラザの担当地域である城郷地区連合町内会は 9 町内会と 1 自治会で構成されています。この城郷地区連合町内会と信頼関係を築き、地域に起こる様々な課題を抽出し、解決策を共に考えるなど、地域とともに歩んでいく地域ケアプラザを目指しています。このためには、地域の会議や行事に積極的に参加しています。

①毎月行なわれる城郷地区連合町内会の定例会に参加させていただき、地域ケアプラザの具体的な活動内容をご説明します。地域ケアプラザ広報誌等を持参し、毎月の自主事業や講演会等のお知らせをし、各自治会町内会長にご理解いただいた上で地域へ回覧することや、掲示板へ掲示することをご相談していきます。また、各自治会町内会より地域からの相談・要望を伺い、地域ケアプラザの運営に役立てていきます。

②四季折々の地域行事に出席し、地域の方々との顔の見える関係作りや情報交換等に努めます。

③城郷地区連合町内会及び城郷地区社会福祉協議会とともに地域福祉保健地区計画推進に取り組めます。

【地区社会福祉協議会との連携】

地区社会福祉協議会は身近な福祉活動の担い手として活動し、「自分達の暮らしている地域の福祉課題は先ず自ら取り組み解決していこう」という理念から組織されています。地域ケアプラザと地区社会福祉協議会との密接な連携取り組みは、町内会と同様、必須要件だと考えます。地域の担い手の発掘やボランティア団体の情報を共有し、助け合いのまちづくりを進めています。また、城郷フェスタにおいて、地区社協のパネル展示や共同募金など、地区社協の活動を地域へ周知等、協力して行っています。

【地区民生委員児童委員協議会との連携】

民生委員・児童委員協議会は、厚生労働大臣の委嘱を受けて、それぞれの担当する区域内で、地域住民の見守りや必要な支援を行うことで、地域福祉の推進を担っています。また、行政機関の業務に対する協力も職務の一つとなっています。主任児童委員(民生委員が兼務)は地域の子どもの健全育成に関わる行事や児童相談所との連携、虐待通告の仲介、子どもとその親の相談援助を担っています。このように地域福祉の最前線の担い手ですので、城郷小机地域ケアプラザとしては、密接に連携し取り組みます。

日常的な情報共有はもちろんの事、地域別に開催する、個別レベルでの情報共有会を年 6 回開催し、また、年 10 回地区定例会に参加して民生委員の役割の再認識と地域情報の共有化を図るとともに連携を深め、協働した取り組みを重ねていきます。

【城郷地区かがやきクラブとの連携】

かがやきクラブは、高齢者が地域に住む仲間とともに健康で生きがいを持って充実した生

活を営み、社会に役立つ機会や場を提供する団体です。城郷小机地域ケアプラザでは、高齢者がいつまでも元気で暮らし続けられるよう介護予防事業を充実していきたいと考えています。かがやきクラブの事業や高齢者向けの地域ケアプラザ事業等を円滑に進めるために、かがやきクラブの方々と連携に努めます。

消費者被害、健康管理、認知症予防等の情報は機会あるごとに提供します。

【地域委嘱団体】

地区保健活動推進員と出張講座等で行う健康測定（血圧、握力、血管年齢チェック等）をすすめています。また、「健康フェスタ」を協働して実施し、地域の方が健康について考えるきっかけとなっています。

年度初めには保健活動推進員に事業の計画等をお伝えし、より関係性をより深めていくために懇親会を開催しています。

他にも地区青少年指導員、スポーツ推進委員等、地域活動団体とは地域の行事、地域ケアプラザの活動を通し、地域の福祉保健事業をすすめていきます。



【保健活動推進員懇親会】

【城郷地区支えあい連絡会や町会見守り組織との連携】

城郷地区では、「住民同士で助けあって、住みよい街づくり」を基本理念とし、城郷地区の住民が中心となり、地域の活動や見守りの仕組みづくりに取り組んでいます。令和6年度は「認知症になっても住みやすい街づくり」をテーマに話し合いを重ね、地域ごとにどのような取り組みを行っていくか検討しています。地域ケアプラザの職員も話し合いに参加しながら、認知症サポーター養成講座を開催するなど、連携しながら取り組みを継続して行きます。

また、岸根町内会、鳥山自治会、小机宿根町内会では、町内会単位での見守り活動があり、定期的な情報共有や見守り活動を行っています。見守りネットワーク会議に参加することで、地域との情報共有を行いながら、必要な支援につなげていきます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

『第4期港北区地域福祉保健計画 ひっとプラン港北』

基本理念：誰もが安心して健やかに暮らせるまち 港北

- ・[ひろがる] 理解と参加のひろがりによる活発な地域づくり
- ・[つながる] 人のつながりで進める 安心なまちづくり
- ・[とどく] 支援がとどく 仕組みづくり 3つの推進の柱があります。

【地域活動交流】

区及び地区の福祉保健計画の推進に、区役所と地域ケアプラザが役割分担しながら、時に協働して対応していきます。

行政関係部署並びに地域包括支援センター部門、生活支援体制整備事業部門とも協働してネットワークを構築する事で地域課題の抽出を行い、その解決のために様々な関係機関との連絡調整を行います。その中で「交流」「つながり」に係わる地域保健福祉計画で掲げられ

た目標の達成にも寄与していきたいと考えています。

健康づくりについては、区役所から受託した各種事業を地域ケアプラザで実施しています。これらの事業では、区役所と連携を図り対応します。その他、地域ケアプラザには区役所からの情報を基に実施する事業があります。区役所と連携を深められるよう努めます。

【地域包括支援センター】

区との事業を通して連携協働し、安心・健やかな暮らしを実現できるよう、個別支援を実施するとともに地域ネットワークの構築に努めます。

1. 港北区福祉保健センターとの連携

地域包括支援センターは地域福祉保健の相談窓口です。地域の方々の相談には、港北区福祉保健センターと連携した対応を要する場合があります。特に様々な要因で支援が困難な事例については、港北区福祉保健センター職員との定例カンファレンス等にて役割分担を明確に対応してまいります。

2. 介護予防・日常生活支援総合事業

横浜市においても介護予防・日常生活支援総合事業として平成 28 年度より一般介護予防事業が展開されています。地域包括支援センターも区役所と連携し、体力向上プログラムのほか脳力向上プログラムを実施します。行政関係部署及び地域活動交流コーディネーターとも共同してネットワークを構築し、地域の諸課題に対応します。

3. 介護支援専門員の育成

主任介護支援専門員が中心となり、港北区福祉保健センターと連携して就労予定及び新任の介護支援専門員を支援していきます。高齢者虐待等については社会福祉士が区役所その他関係機関と連携して対応しつつ、介護支援専門員の育成に努めます。また、権利擁護事業として港北版エンディングノートを広く活用し、エンディングノート講座を開催しています。



【エンディングノート講座】

【生活支援体制整備事業】

第 2 層の生活支援体制整備事業コーディネーターは、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らし続けるために、高齢者の生活支援・介護予防の体制整備を地域の特性・実情に応じ、NPO・民間企業、ボランティアなど多様な主体による地域づくりを支援する役割を担っています。高齢者の現状・地域の資源など、情報収集し、データ分析を行います。課題の共有・今後の取り組みに活用できるデータを協議体で活用し、多種多様な方々と協議し進めています。横浜市が推し進める「居場所作り」をテーマとした講座を開催します。横浜市社会福祉協議会主催のコーディネーター共通研修にて事例紹介、他地域ケアプラザからの見学対応等を通して、横浜市全域での事業推進にも寄与していきたいと考えています。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チーム

のメンバーとして、所長、5職種がそれぞれの専門を生かし、区内連絡会等を通じて港北区や担当地区の既存のデータの分析から課題の把握を行います。地区別支援チームの一員として港北区主催の会議に参加し、地区担当職員との連携を深めつつ業務にあたります。地区別支援チームの会議では地域ケア会議やその他の場面で地域ケアプラザが抽出した地域課題についても情報共有し、解決に向けた取り組みを連携して行っています。

また、住民主体となって地域づくりを進めるために、港北区役所、港北区社会福祉協議会と連携して地域福祉保健計画推進会議に参加し、地区別計画作成に向けて、城郷地区の課題について意見交換を重ね、新たな計画の策定に入っています。

地区別計画においては、他の福祉活動拠点と同様、地域ケアプラザも大きな責任と果たすべき役割があると考え、目標に沿った取り組み事業を通した啓発や、地域課題の解決に向け地域と共に進めていきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

【基本姿勢】

地域で展開する自主事業の計画は高齢者分野・子ども分野・障害児・者分野の3本柱を基本とし、重点施策として、どの分野にも偏ることがないように、バランスを取りながら進めます。

【福祉保健活動の開発に向けた情報収集及び情報提供】

① 福祉保健に関するニーズの把握及び情報提供の拡充を図ります。

毎月開催の連合町内会自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、かがやきクラブ等の会合や様々な行事等に参加、小学校行事への出席等、様々な機会を通じて情報を収集し、ニーズの把握に努めます。また、必要に応じて情報提供を行います。月に1回広報誌を発行し、地域への回覧、町内の掲示板への掲示を依頼します。また、医療機関や商店等へチラシの配架を依頼、当法人のホームページでも広報誌等の内容を紹介します。

② 情報の提供方法・アプローチ方法：出前講座や地域でのサロンの開催

城郷小机地域ケアプラザは地域ケアプラザを囲み広範囲な立地であり、地域ケアプラザに足を運ぶのが億劫な高齢の方や、障害をお持ちの方が数多くいらっしゃる事が予想されます。身近な場所として自治会館等をお借りし、各種講座等を企画・実施します。

【自主化への取り組み】

自立活動となるよう促しながら事業展開を行います。参加人数に関しては継続的に安定確保するため、新規募集や事業分散等の調整を状況に合わせてながら随時行い、自主化した後も安定した活動が継続できるよう調整支援します。

令和5年度には、講座「絵手紙教室」「俳句入門」「手話の輪」を自主事業として企画し、自主化につながり、令和6年度には「歴史探訪」「歎異抄を読む会」が自主事業から自主化し高齢者が役割をもって活動しています。今後も安定して活動できよう、継続して後方支援を行います。

【高齢者分野】

現在地域において、どのような事業が行われているか等も含め、地域の方々が事業に何を期待しているか「地域ニーズ」の調査を行い、求められる方向性と内容を把握し企画に反映させます。

現在、地域ニーズの高い介護予防に効果的な体操を継続し、地域の方の集いの場や交流のきっかけとなる事業を企画します。また、男性高齢者の社会参加促進や担い手の育成を目的とした園芸ボランティア育成事業「育てる緑」を継続し、男性の社会参加と拡大を進めていきます。



【育てる緑】

【子育て支援・こども分野】

乳幼児の養育者のニーズを適切に把握・理解し、交流の場（子育てサロンなど）の提供、子育てに関する相談や、広報誌等を通じて、子育てに関する情報を地域へ発信していきます。利用者アンケートの結果を対象別に集計し、対象に応じた内容の講座や事業を展開します。子育て中に息抜きや悩み相談ができるような、親子のふれ合い、子育て世代の交流など、ご近所で声を掛け合い誘い合う事で孤立を防ぐことを目的とした、人気の「親子リズム体操」を継続します。

また、0才から対象とした「おやかカフェ」や「おも城チャッチャひろば」は、地域ケアプラザから遠いエリアの住民も参加しやすいように地域の町内会館、自治会館の活用等を進めます。

小・中学生を対象とし、長期休暇を利用した「余暇支援事業」を継続的に企画しており、学校で出される課題の解決が出来る工作や、将来の仕事を見つける手助けの1つとして、職業体験を組み込んだ企画に取り組みます

【障害児・者分野】

障害児・者が安心して暮らせる地域づくりの一環として、障害の理解講座等の事業を継続的にを行い、地域が障害児・者に対してどのような支援ができるのか、相互理解を深めます。

関係機関と連携し、施設見学会や地域との意見交換会等を適宜展開しながら、障害児者支援活動に関する情報発信と活動支援を行います。

地域のボランティアの方が、地域ケアプラザを会場に開催している「しろさと地区放課後プラザ」は、小学校・中学校個別支援級に通うお子さんの放課後の居場所を目的とした活動です。地域の方との顔の見える関係づくりや成功体験を重ねる場づくりは重要であると考えます。後方支援として学校訪問や広報の支援を継続します。

また、港北区基幹相談支援センター、しんよこはま地域活動ホームや港北区精神障害者生活支援センター等関係機関との連携も進め、施設見学会やボランティア活動へ繋げていきます。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

【効率的な利用への取り組み】

受付に最新の貸室予約状況台帳を設置し、空室を効率的に予約していただけるよう努めます。また、登録団体には登録時からおよその活動予定を決めていただき、できる限り貸室希望日時

の重複が無いよう調整を図ります。曜日や時間の偏りを減らすことで効率的な利用に努めます。

【利用方法の周知】

地域ケアプラザの利用方法を案内リーフレットや説明会などで周知し、「利用しやすい地域ケアプラザ」であることを強く働きかけます。毎年実施する利用団体向けアンケートの結果を踏まえて、継続的に利用のしやすさへの改善を図るとともにその内容については館内に掲示や利用団体交流会での報告など、利用者の目に見える体制を維持します。

【活動団体の広報活動支援】

館内で活動団体紹介コーナーを設け、広報誌で活動の様子を取り上げるなどの情報発信をすることで、団体の広報活動を支援し活性化を促進します。

【活動の調整と支援】

地域ケアプラザが調整役となり団体間での活動スケジュールを調整し、計画的にご利用いただくことでスムーズな活動を支援します。利用団体にも調整や譲り合いにご理解ご協力いただけるよう丁寧な説明を心がけます。また、備品（機材、大型遊具、書籍、印刷物など）を一定のルールの下にお預かりするなどの、利用時の負担軽減により活発な活動を支援します。スペース等は団体ごとの公平性を確保し、納得感のある調整をします。

【団体間の連携促進】

団体が互いに協力連携を図れるような関係性づくりを支援します。合同参加できるイベントの開催や交流会等に積極的に取り組みます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

ボランティアとは、自発的な意志に基づいて人や社会に貢献することを通じて自己実現することと考えます。このことを踏まえながら、城郷小机地域ケアプラザとしてはボランティア希望者のコーディネートを行うだけでなく、ボランティア発掘、育成にも積極的に取り組みます。

【よこはまシニアボランティアポイント登録研修会】

生活支援体制整備事業では、よこはまシニアボランティアポイント登録研修会を開催します。本人の健康維持と介護予防、社会参加・地域貢献を通じた「生きがい作り」を促進するとともにこれらの介護施設等の地域とのつながりの深まりや施設利用者の生活をより豊かにすることを促進します。ボランティアになるための心得や施設で活動する際に必要となる、認知症や障害者への理解に関する知識もお伝えしていきます。登録されたボランティアには、地域活動交流部門のボランティア登録をしてもらいボランティア要請があった場合に紹介しています。



【ボランティアの発掘・育成】

地域課題である介護保険のサービスに繋がらない個別の困りごとに対応できる仕組みづくりを目的として、ボランティアをしたい方を募り、地域の方々と生活支援コーディネーターを中心に地域ケアプラザ全体で、城郷地区に求められている支援の形づくりに取り組んでいきます。

「大人の部活動」

城郷地区では、令和4年度に城郷地区支えあい連絡会が中心となり、ボランティア活動・地域活動への意識調査を実施し、活動へと繋がりました。また、ボランティア活動・地域活動に興味

があってもまだ活動につながっていない方に向けた事業として始まったボランティア講座や「大人の部活動」を継続します。

「城郷地区ボランティア連絡会」

城郷地区社会福祉協議会役員とボランティア団体代表者主催のボランティア連絡会に事務局として参画し、活動団体の情報共有や地域の活動の活性化と担い手不足についての検討を継続して行きます。また、地域とボランティアをしたい方のコーディネートをするとともに、人材開発と支援体制を強化します。



【ボランティア連絡会】

「地域活動団体交流会」

城郷地区で活動している様々な団体の活動の情報共有やボランティアの発掘、育成、交流を目的に、地区別計画推進委員会（地域活性分科会）が開催されています。情報共有が活発に行われ、団体の継続に役立つよう支援していきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

【情報収集】

1. 社会資源の把握

地域活動交流事業、生活支援体制整備事業、地域包括支援センターは地域におけるボランティア活動団体及び商業施設における企業のボランティア活動の取り組み等に関して広く情報収集を行います。把握できた活動団体とは相互の情報交換を行い、各活動の特性を理解し協力連携を図ります。個人から団体及び企業に至るすべての活動団体に対して地域の福祉保健活動等の活性化と円滑な運営のための支援を行い、地域貢献を進めると共に施設利用にも反映させます。

2. 行政機関

横浜市や港北区の関係機関（保健福祉センター等）との連携を定期的に行います。

3. 保健・福祉・医療の各団体

地域内には行政機関以外にも健康増進や介護予防を目的とした活動を行っている機関、団体があります。こうした団体の活動について活動内容を把握し、連携を図ります。

特に民生委員児童委員は高齢者と児童支援に関する活動を多く行っているため、連携を図り、地域の取り組みについて把握していきます。また、医療連携は地域包括ケアの推進において重要な課題の一つとなっています。医師会・歯科医師会・薬剤師会・ケアマネジャー・行政・地域包括支援センターが連携し、地域課題を共有します。

4. 自治会・町内会

自治会町内会等で健康増進活動や福祉活動に取り組んでいる場合もありますが、地域ケアプラザとしての活動内容は主に、「見守り・声かけ活動」「生活支援等の助け合い活動」「体力づくり活動」を想定し企画します。具体的には見守りボランティア、介護予防体操・講座等、これらの活動を立ち上げ連携してだけでなく、活動の活性化に向けて支援を行っていきます。

5. ボランティアグループ・NPO

ボランティア団体やNPOの活動内容は多岐に渡りますが、当地域ケアプラザとして、特に高齢者の孤立防止や生活支援に関する活動を把握していきます。無償のボランティアで活動を行っている団体や、有償で助け合い活動を行っている団体もありますが、それぞれの活動理念や設立の経緯などの把握に努め相互協力体制を確立していきます。

6. ボランティアセンター 社会福祉協議会

社会福祉協議会は全国、都道府県、市区町村の段階でそれぞれボランティアセンター等を設置しています。上記のボランティアグループやNPOなどと連携していくにあたっては、地域内のとりまとめとして状況を把握しているボランティアセンターと連携も必要となります。地域内の様々な組織やキーパーソンの紹介を受ける他、共同で人材養成等を行うことも進めます。

7. 生活支援サービスに対するニーズの把握

既存の統計データや調査結果を把握し、地域住民との活動を通して把握したニーズや気づきを集約していくことによって、その地域で生活する地域住民の生活ニーズの状況を捉えていきます。現状のサービスや活動では対応が難しい問題も、今後の対応を考えていくうえで非常に重要な点が含まれているため、しっかりと把握していきます。また地域で活動する専門職からも貴重な情報が得られます。

【個別事例の情報収集と分析】

既に様々な専門職が生活支援に関わっている場合も多いので具体的なニーズや生活状況を把握するため、介護保険事業者や地域包括支援センター等から個別事例を収集し、生活ニーズと支援方法を分析することができます。また、個別事例を通して、地域内で高齢者の生活支援に活用できる社会資源を把握することにつなげます。

地域住民の状況は行政の保険年金課や介護保険課等がデータを取りまとめており、介護保険事業計画では過去からの推移や将来推計も掲載されています。また、行政計画を策定する過程においては、地域住民の様々な生活ニーズの調査を行政が行い報告書にまとめられている場合もありますので、こうした既存の行政資料を活用します。

個別訪問や地域住民懇親会等で直接の声として具体的な生活ニーズを把握します。個別訪問は心身の状態や生活状況、周辺の環境を把握することもできます。安否確認やコミュニケーションの機会としての訪問を活用し、対象者との関係性を構築します。

【情報提供】

1. 館内での情報掲示

個別の情報提供の他にも当地域ケアプラザ貸館利用登録団体の活動状況や福祉保健に関する様々な事業に関する情報は地域ケアプラザ館内でも積極的に掲示し、自身で比較検討や選択ができる体制も整えます。また、広報誌や個別チラシ等での周知活動も活発に実施します。



【情報発信】

2. 地域ケアプラザ広報誌

定期的に地域ケアプラザ広報誌を発行し、地域への回覧や町内の掲示板への掲示、医療機関や商店街等へのチラシ類設置依頼を通じてPR活動を実施します。また、当法人のホームページも広報誌等の内容を紹介しインターネットからも簡単に情報が得られる環境を作ります。ケアマネジャー連絡会などを通じて情報の提供を継続します。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

生活支援体制整備事業は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく日常生活を営むことができるよう、多様な主体が連携協力し、高齢者の生活支援や介護予防、社会参加の充実した地域づくりを目指します。横浜市の介護予防・生活支援サービス補助事業における「通所型支援」「訪問型支援」「配食支援」「見守り支援」を進めていくために、地域ケアプラザ担当地域全体について高齢者の生活上におけるニーズの把握と課題を抽出した上で地域住民に働きかけを行い、住民主体サービスの基礎を構築します。

【ニーズの把握】

1. 基本的な情報収集

横浜市や区役所から提供される人口構成や高齢化率等の一般的なデータから、各種統計資料や報告書等のデータを組み合わせ、データから読み取れる地区の特徴や傾向を把握します。

2. 地域包括支援センター、居宅事業所からの情報収集

地域ケアプラザ地域包括支援センターや地域にて活動する居宅介護支援事業所で把握している情報を収集し地域としての課題分析に役立てます。特に、介護保険制度ではカバーされないニーズなどの情報が把握できると考えています。

3. 関係機関からの情報収集

各自治会町内会や民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、老人会、サービスB事業所等からもたくさんの情報を得ることも出来ます。そのような地域課題を解決する為に既存の住民活動を結びつけることを想定した連絡調整も行ないます。

【ニーズの分析】

上記手段で収集した情報に加え、各部門で得た情報を当地域ケアプラザ内の会議等を通じて情報共有します。その中でニーズの内容や傾向などの分析を行い、連合町内会や地区社会福祉協議会などの地域組織と協働して、課題解決に向けた検討を進めます。地域特性（地形・交通・世帯状況・社会資源等）を考慮し、地域の方々と協働して協議体を立ち上げ、区役所や区社会福祉協議会も含めて多角的に分析していきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

地域活動や会議等に積極的に参加することで、地域住民や組織などの社会資源を把握します。地域住民と顔の見える関係性が強まることで社会資源の把握にとどまらず、活動の利点や課題、ニーズも把握することができるので、情報を整理して分析することにつながります。

【多様な社会資源の把握】

当エリアには企業・商店・施設等がありますが、地域とのつながりが希薄な場合が多々あります。そこで主任ケアマネジャーと連携して、地域ケアプラザが社会資源の把握に努めます。ケアマネジャーと住民主体の生活支援ボランティアのつなぎ役として地域ケアプラザが関り、介護保険ではカバーできない部分を住民ボランティアが支援することで両輪がうまく稼働できるようにしていきます。また、地域ケア会議や協議体等を活用して活動団体への理解を深め、さらに団体同士が連携できる環境作りも進めていきます。



【福祉教育 車椅子体験】

近隣の学校へは、職業体験の受入や福祉教育への協力、認知症サポーター講座の開催などを通して関係性を深めます。

収集した情報は横浜市のインフォーマルサービス情報データベース（Ayamu）に集約し「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」に公開されることで、社会資源の把握や分析がすすみ、また社会資源を生かした活動へつなげていくことが出来ます。

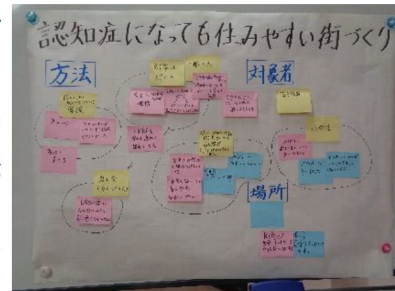
ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

協議の場を設置することで、参加する地域住民が自由に意見を出し合い、課題を共有して解決に向けた検討をすすめていきます。当地区には、現在2つの協議体があります。

- ① ボランティア連絡会は「ボランティア相互の交流を図る」「ボランティア団体がお互いに連携することにより助け合いの関係を築く」「ボランティア活動における問題解決のための話し合いを行う」「ボランティア活動推進のための情報を伝えること」を目的としています。

- ③ 支え合い連絡会は、地域課題を共有し解決方法を討議していく場となっています。令和6年度は「認知症になっても住みやすい町」をテーマとし講座を開催致しました。



【城郷地区支え合い連絡会】

地域住民を主体とし、専門職や関係機関を巻き込んで協議することで、課題解決に向け進めています。今後も協議体を十分に生かしていきます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

地域課題やニーズを把握し、解決に向けた取り組みを地域の皆様と共に進めていきます。担い手不足や交流の場が無いといった各地区に共通した課題から、地域のコーヒー専門店の方を講師に招き「コーヒーボランティア講座」を開催し、地域カフェオープンへとつながるよう進めていきます。

また、地域主体の通いの場クローバー会（サービス B）より防犯について学びたいとのご要望があり、近隣の大手警備会社の方を講師に招き講座を実施しました。このように企業と地域との交流も積極的に行っています。

引き続き、多様な高齢者のニーズの把握として、買い物困難者や簡単な家事援助を必要としている高齢者等について、生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーター、地域包括支援センター三職種、ケアマネジャーと情報を蓄積し、その結果を地域の皆様と共有し解決策の協議をしていきます。



【コーヒーボランティア】

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

城郷小机地域ケアプラザの担当地域は城郷地区自治連合会、地区社会福祉協議会をはじめ民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会など地域の諸団体が自主的かつ活発に活動をされている地域です。また、地域の行事や様々な会合を通じ情報共有や協働が図られています。総合相談支援ではこれら地域ネットワークとの連携を重視して業務を遂行します。

【地域包括支援センターの啓発活動】

1. 城郷地区連合町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会などのご了解のもとに各会の定例会に地域ケアプラザ職員が出席し、地域包括支援センターの活動内等の説明を行います。各会の役員、委員の皆様には、地域包括支援センターの業務内容を適切にご理解頂けるよう取り組みます。
2. 城郷小机地域ケアプラザ広報誌（城郷だより）を原則毎月1回発行し、地域ケアプラザ及び地域包括支援センター事業等の広報活動を継続します。城郷地区連合町内会のご了解を得たうえで、町内会の回覧文書（及び掲示板への掲示）に加えて頂けるよう調整を図ります。
3. 必要に応じて、その他の地域関係団体の定例会等にも地域ケアプラザ職員が出席するとともに、団体のご了解を得た上で構成員の方からのニーズ把握に取り組みます。
4. 所管の区警察派出所や区消防出張所等とも連携し、顔の見える関係の構築に努めます。
5. 上記1～4で得られた課題については、解決のため、港北区福祉保健センターと連携していきます。特に虐待事例、悪質商法被害事例等については港北区福祉保健センターに加え、区警察署と連携して解決に努めます。



【城郷だより】

6. 介護保険の制度理解や介護予防事業の啓発など、地域住民を対象とした講演会や研修会等を実施します。その際、地域のニーズにより適切に対応するため、自治会館及び集会所での開催が望ましい場合は、事務局は地域包括支援センターとし、城郷地区連合町内会、地区社会福祉協議会等と共催実施も検討します。
7. 地域ケアプラザへの来所相談については、原則相談室で対応しプライバシーへの配慮及び個人情報保護に努めます。また地域ケアプラザの全職員が地域包括支援センターの業務理解に努め、地域住民等からの初回相談時に地域包括支援センター職員が不在であっても適切な対応（的確な情報伝達等）が出来るように努めます。
8. 地域包括支援センター単独では課題解決が困難な事由については、港北区福祉保健センター及び各専門機関と速やかに情報共有し役割分担を明確化したうえで課題の解決に努めます。

【ICTを活用した相談支援】

介護保険サービスの相談で遠方のご家族がオンラインで参加したり、オンライン上で資料や記入方法を提示しながら相談を受けたり、相談対応の充実を図るためにICT環境を整備します。自宅からの相談など相談者の利便性向上を図り、より迅速に、効率的できめ細やかな対応が出来る相談支援体制を確立していきます。



イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

【認知症への理解促進】

日々の相談業務ではたくさんの認知症の方々またはご家族からの相談が入ります。早期発見・早期治療に繋がれるようにご家族ともども情報提供や支援をしていきます。そして、医療機関やケアマネジャーと連携して対応をします。

また、ご家族からの認知症に関する相談だけでなく、地域の商店や金融機関からは窓口に来訪された認知症が疑われる高齢者の対応について相談が入る事が年々増加傾向にあります。そのような背景を踏まえ、認知症になっても住み続けられる街づくりとして、幅広い年齢や職業の方に認知症を正しく理解していただけるように、認知症サポーター養成講座、認知症VR体験、認知症を題材とした上映会等を実施しています。地域で子供から高齢者まで幅広い年齢層の住民に認知症の方への理解と対応についての知識を深めていただけるように、小学生や中学生、金融機関やボランティア団体等へ認知症サポーター養成講座の企画を進めていきます。



【地区センター向け】



【小学生向け】

【認知症カフェ】

地域ケアプラザとボランティアの方たちとともに令和4年度に城郷地区チームオレンジを立上げ、認知症の方やそのご家族が気軽に集える居場所として認知症カフェ「ひといきカフェ」を開催しています。認知症の方の居場所として、定期的に開催できるよう支援を継続していきます。また、当事者の方がご自身の趣味を活かし、担い手として活躍できる場として、役割を持って参加できる環境を整えていきます。城郷地区チームオレンジの活動等を通して、今後も認知症の本人が役割を持って生き活きと



【ひといきカフェ】

参加できる取組みや、地域の身近な開催場所に参加が出来るような取り組みを進めていきます。

【横浜市チームオレンジへの取組み】

城郷地区では令和4年度より“城郷地区チームオレンジ”を組織して認知症カフェや認知症を題材とした映画上映会とステップアップ研修を併せて開催しています。また、地域のデザイナーへ依頼し、チームオレンジ事業のロゴマークを製作しました。そのロゴマークを活用してチームオレンジ事業の普及啓発にも取り組んでいます。



【ロゴマーク】

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持しつづけていきたいというのは人々共通の願いであると考えます。一方で、高齢者が生活に困難を抱えた場合、地域住民及び民生委員等による支援や介護保険サービスの導入のみでは尊厳のある生活の維持が困難な場合もあります。このような場合にも支援が十分に届くように活動を展開していきます。

【高齢者虐待防止】

高齢者に対する虐待は、高齢者の増加とともに社会問題として広く取り上げられていますが、虐待が家族などの介護者によって行われる場合には虐待と認識しにくい場合があります。また、様々な要因により介護力不足に陥り、周りに相談できず抱え込んで孤立してしまう等により顕在化しにくいことも事実です。このようなケースには民生委員との個別の会議等で情報収集を図ると共に、全体会では港北区版高齢者虐待防止ハンドブックを活用し、気付きの視点を持って頂く事で虐待案件に対して関係機関との連携を図り、迅速な対応を心掛けています。

地域包括支援センター職員は総合相談から各種事業までのあらゆる場面の中で専門性に基づいて行動しなければならない点を常に留意し、横浜市版高齢者虐待防止マニュアルに沿って早期発見・未然防止に努めます。ケアマネジャー以外にもサービス事業所との顔の見える関係性を構築することも重要と考えています。

【成年後見制度の啓発】

独居高齢者や親族と関係性が希薄な高齢者が認知症を発症するケース等の増加も予想されます。地域包括支援センターとしては、成年後見制度的な活用や地域住民を対象とした啓発活動を実施していきます。認知症などで意思決定に支障がある方に、専門職団体や関係機関と連携

しながら成年後見制度の利用につなげていきます。地域の方に成年後見制度の普及・啓発のためエンディングノートの書き方講座等を活用し、意思決定支援について考えてくことが出来る機会に取り組んでいきます。

【消費者被害防止】

高齢者の消費者被害の防止として、港北警察署と連携し講師を招いて講演会等を実施していきます。高齢者の消費者被害防止の推進のため、警察署からの最新の消費者被害の現状を揭示するとともに、講座やイベントの際に発信することで多くの方に情報が伝わるように努めていきます。港北警察署や消費生活推進員と共催し、詐欺被害の講座を行い啓発活動に取り組みます。認知機能や判断能力の低下した方の消費者被害を未然に防止できるように、民生委員児童委員協議会との連携も重要となっています。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムの推進には、様々な業種の方々との連携が必須となります。

ケアマネジャーと地域の関係機関等の連携、在宅と病院・施設の連携など、多職種相互の協働等により連携します。また、地域のケアマネジャーが個々の高齢者の状態や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるよう、定期的に事業所を訪問することで地域における連携・協働の体制作りや個々のケアマネジャーに対する支援等を行います。また地域のケアマネジャーが様々な事業所や団体との連携強化が図れるような研修を開催することで民間企業の宅配サービスや配食サービス、介護予防のための地域の体操教室、生きがいをづくりを目的とした地域サークル活動などの情報を紹介、関係者につないでいきます。

【地域における連携・協働の体制づくり】

地区社会福祉協議会及び民生委員児童委員協議会と協働し、相互理解を深めるための勉強会等を開催します。勉強会の議題は各会と地域包括支援センターの共通課題の解決に向けた内容とします。包括レベル地域ケア会議も活用し地域で得られた情報を必要に応じて地域課題として検討することも想定し、常に課題発見に向けて努力します。

また、民生委員とケアマネジャーが同席する形での介護保険制度勉強会等を開催し、顔の見える関係を築くと共に、双方が持つノウハウや知識について一定基準を満たす事ができるよう努めます。

【ケアマネジャーへの支援】

ケアマネジャーは介護保険制度その他関連法令に則り、利用者や家族の相談援助や支援計画作成、サービス調整を行う職種ですが、医療的知識、障害福祉サービス、生活保護制度など多岐に渡る知識や技術が求められています。その要因として、一人暮らしの高齢者の方が増え、更に医療保険制度改正により在院日数も短くなり、重い症状や課題を抱えながら自宅で生活される方の増加などが挙げられます。

個々のケアマネジャーが持つ知識・技術を共有し合い、業務に当たっている現状があります。

その為、私たち地域包括支援センターは地域のケアマネジャーが協力し合えるネットワークづくりや必要な知識と技術が獲得できるよう研修会を定期開催します。その際には、地域で活躍する専門職の方々を講師として招聘する事で、専門職とのネットワークづくりにも寄与していきます。また、支援困難ケースなどのケアマネジャーからの相談は随時対応し、問題を一人で抱えることが無いように支援していきます。



【ケアマネジャー勉強会】

区域の取組みとして経験の浅いケアマネジャー向けに基礎研修を開催し、知識や技術の向上を目指すことで、地域住民へのサービスの質の向上に努めます。

【各事業所等とのネットワーク構築】

日頃の個別ケースを通じた医療・介護連携の事例の積み重ねを支援者が活かせるよう、ケアマネジャー事業所連絡会等での事例検討を通じて共有を図っています。今後、自宅で最期を迎えられる方々は増え、在宅看取りを支えるためのニーズが増加すると考えられます。在宅看取りの場合、訪問診療医、訪問看護師、薬剤師、医療機器メーカー、訪問介護、福祉用具貸与などの医療・介護事業者だけでなく、葬儀社、上業職、家族会など非常に多様な職種や立場の方々が関わります。これらの方々が一つのチームとして円滑にご本人やご家族を支援できるよう、顔の見えるネットワークづくりに努めます。

【在宅医療・介護連携推進事業】

医療機関との顔の見える関係性の構築のため、広報誌等を持参し毎月担当圏域の医療機関（病院、診療所等）に訪問します。具体的には横浜市総合保健医療センターや港北区在宅医療センター、横浜市スポーツ医科学センタークリニック等と緊密に連携して対象者の支援を行います。また、居宅介護支援事業所等へも同様に訪問して、ケアマネジャーの抱える問題を把握し、その解決のための支援に努めていきます。

医療機関や居宅介護支援事業所といかに緊密な関係性が構築されていても、対象者の急変、虐待避難等の理由により支援困難な事例が発生する場合があります。その際は対象者の心身の安全を最優先事項とし、介護保険サービス事業所や医療機関等の関係機関と協働して速やかに対応いたします。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域ケア会議は、多職種の協働のもと、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援し、地域の方々も含めた地域で高齢者を支えるネットワークを構築するとともに、具体的な地域課題やニーズを必要な社会基盤整備につなげていくひとつの手法です。個別の事例について検討する「個別レベル地域ケア会議」と地域に共通する課題について検討する「包括レベル地域ケア会議」を開催し、地域包括ケアシステムの実現に繋げていきます。

【地域ケア会議の目的】

これまでは高齢者の個別課題に対する問題解決のために開かれていた会議は、ケアマネジャーが介護保険事業の一環として開く「サービス担当者会議」が主でしたが、ケアマネジャーや介護

保険のサービス提供事業所だけで解決方法を考えて終わる場合が多く、医療職・インフォーマルサービス・住民、組織等の協力者の参加が少ない傾向にあり、多職種からの意見が反映されない現実がありました。そこで、地域包括支援センターの3専門職種（保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士）は勿論、地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターや、医療・介護関係者以外の専門職、地域関係者（民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、本人と関わる地域住民）、家族などが参加し、多職種による専門的視点を交え意見収集・内容の把握を行い、課題解決に向けての話し合いをします。

【テーマの選定】

- ① 総合相談等でより多く上がる課題
- ② ケアマネジャーから困難事例として上がってくる課題
- ③ 適切なサービスに繋がっていない高齢者の支援
- ④ 地域の見守り・協力により適切な支援に繋がった事例
- ⑤ 地域の会議等に職員が出向いた際に把握した地域の課題
- ⑥ 個別ケースの課題分析を通じて地域課題を発見し、必要な資源開発等から、包括職員が区役所担当職員と一緒に精査し、検討する

当地域ケアプラザでは、以下のような方針に則って地域ケア会議を開催、運営します。

【参加しやすい地域ケア会議】

地域ケア会議を効率的、有意義な内容にするために、参加いただく民生委員児童委員協議会や、自治会町内会の皆さまに対し、その目的やお話しいただきたい方向性等を事前に伝える等、円滑に会議を進行していくための準備を徹底します。

限られた時間内で同じ方向性で会議を進めていくためにファシリテーター（進行役）の技術向上も必須と考えます。

【医療と介護、地域住民との融合】（多種多様な医療介護専門職、医師の参加）

地域が持つ資源や能力を最大限に活用すべく、民生委員児童委員協議会、連合自治会町内会等からの意見はもとより、介護・医療の専門職それぞれが、客観的な意見を取り入れながら検討し得る会議体を目指します。

【方向性に対応を確認する地域ケア会議】

個別ケースの検討を多種職で行う個別レベルを始点として、包括、区、市のレベルでの地域ケア会議といった重層的に構成されるべきという横浜市の施策に則り、地域課題をより広域なレベルでの検討につなげ、その成果を地域にフィードバックし、資源開発や政策形成を目指します。

個別ケースに関しては、多角的な視点から5W1Hを踏まえての役割分担と、支援の方向性や、今後の予想されるリスクに関する対応を明確にします。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

【事業実施にかかる人員の確保】

当法人に所属する有資格者（令和6年12月在籍者：ケアマネジャー407人、看護師（正・准）379人、社会福祉士107人）から、適任な人材を選抜し地域ケアプラザに配置します。

【人員の育成計画】

当法人では職員の定着とE S向上を目的とした教育部門があり、職員の自己研鑽を支援もしくは業務上必要な知識・技術を習得してもらうための教育を実施しています。

【業務委託についての選定方法】

介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが包括的支援事業全体の円滑な実施を考えた上で、業務を指定居宅介護支援事業所に委託し、相互に協働しながらの支援が可能です。

委託先選定に関しては、利用者の意向、事業所全体として様々なケースへの対応力の有無、担当ケアマネジャー不在時における相談連絡体制など総合的に勘案して利用者にご提案します。業務委託する際は、利用者の同意を得たうえで行っていきます。

【具体的な支援内容の計画】

要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況やその置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的に効率的に実施されるよう必要な支援を行います。対象の高齢者がどのような生活をしたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、その目標を対象者、ご家族、事業実施担当者で共有するとともに、対象の高齢者自身の意欲を引き出し、自主的に取組を行えるように支援します。

1. 課題分析(アセスメント)…日常生活の状況、生活機能低下の原因や背景などの課題を明らかにします。
2. 目標の設定…課題分析の結果、個々の対象者にとって最適な目標を設定します。
3. モニタリングの実施…介護予防事業が実施される間、地域包括支援センターが必要に応じてその実施状況を把握し、当該事業の実施担当者等の調整を行います。
インフォーマル資源、地域活動参加などの活動を計画に入れるよう努めます。
4. 評価…事業の実施担当者からその事後アセスメント等の結果報告を参考にしつつ、対象者及びご家族との面接等によって各対象者の心身の状況等を再度把握し、適宜、介護予防ケアプランの見直し等を行います。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

『介護予防とは、元気な人が要介護状態にならないように、また介護が必要になった人もできるだけ機能を維持改善できるようにすることで、元気な「今のうちから始める介護予防」が大切です。（横浜市介護予防ガイドブックより）』と示された方向性に基づき、事業を展開します。

【普及啓発の流れ（概要）】

- ① 町内会自治会連合会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会・かがやきクラブの定例会等に出向いて、地域ごとのニーズ把握を進める。
- ② ニーズに則した広報誌（及び説明チラシ）を作成する。
- ③ 職員が各会、各クラブに出向いて、介護予防事業の必要性の説明を行う。
- ④ 上記③にて各会役員の下承（ご理解）を得て、参加者の募集（地域の回覧板、町内会自治会館へのポスター掲示等）を行う。
- ⑤ 各会に出向いた際に、各会役員に報告（成果、反省点、次回の展望等）を行う。

【介護予防事業について】

介護予防に取り組む個人が気軽に負担なく継続できる取組を地域の方に提案し、自発的な介護予防活動と呼びかけます。グループ活動やイベント情報の提供などを通じてウォーキング、体操等への参加を促し、個人が楽しみながら取り組めるきっかけづくりをします。

また、自主事業の企画、運営を通じてグループで取り組むプログラムを地域の方々に楽しみながら参加して頂けるように取り組みます。さらに、現在介護予防に資する活動を行っているグループに対しては情報提供や指導者研修の紹介、企画等を通じて効果的な方法を指導するとともに自立化を支援します。

① ノルディック城郷

令和4年に地域包括支援センター介護予防事業として始めたGOGO健康教室ノルディックウォーキングは事業終了後の令和5年から、地域住民が主体となって行う元気づくりステーションとして完全自主化となり後方支援を行っています。

② GOGO健康教室

地域で暮らしている高齢者の方を対象とし、介護予防の知識と技術を学ぶ機会を定期的に提供し、高齢者が自発的に健康活動や介護予防活動に取り組める事を目指しています。栄養講座や運動講座、口腔講座、認知症講座等の幅広い内容で実施しています。

(令和6年度実施内容)

前期		後期	
5月	運動講座	10月	運動講座
6月	栄養講座	11月	口腔講座
7月	口腔講座	12月	栄養講座
9月	認知症予防講座	1月	認知症予防講座

【出張講座】

地域の方にとって身近な町内会館で講座を実施する事で地域ケアプラザと顔の見える関係作りができると共に、日頃の生活習慣や介護予防について考えるきっかけ作りができるよう、介護予防の体操や、消費者被害の注意喚起、認知症講座、健康講座、地域包括支援センター、行政や警察等の各関係機関からの情報提供等を行っています。

出張先の場所も含め関連各位としっかり協力し、十分な準備のもと出張講座の開催回数を増やし、より充実した内容となるよう努め、担当地域の多くの皆様に介護予防事業への参加が可能となるよう事業を展開します。



【GOGO 健康教室】



【町内会館での出張講座】



【ノルディック城郷】

【地域特性に合わせた介護予防事業について】

城郷小机地域ケアプラザにおいては、港北区内の地域ケアプラザや、当法人内の7地域ケアプラザ（笹野台、白根、二俣川、川井、中村、馬場、都田）で行っている事業を参考にしつつ、地域の特性に合わせた城郷小机地域ケアプラザ独自の事業として発展させます。

まずは、個々の事業を軌道に乗せつつ、各事業が緩やかな関係を築けるよう、自主事業交流会等で関係作りを進めます。さらにその中から共通課題を見つけ、協働で対応に取り組む事で、「介護予防」だけにこだわらず世代間、立場を超えた関係作りを並行して実現できるよう複合的な対応を考えます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

地域包括ケアシステムが構築され有効に機能するためには、家族や近隣住民と民生委員児童委員協議会やボランティア等のインフォーマルサービス、行政機関や保健・医療・介護の専門職機関及び団体等のフォーマルサービスが連携することが不可欠です。課題に応じて必要な支援体制が構築できるように、目的に応じて自在に変化できるネットワークを構築することが地域包括支援センターの「総合相談支援事業」「地域ケアプラザの基本的機能」として重要となります。

【地域ケアプラザ専門職の連携】

地域包括支援センターは保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーがその専門知識や技能を活かしたチームアプローチはもちろん、地域活動交流コーディネーターや生活支援コーディネーターとも情報の共有や相互の助言を通じて、地域ケアプラザが一体となって地域の包括的なネットワークの構築・支援を行います。

【ネットワークづくりの取り組み】

今後、高齢人口の増加や在院日数の短縮等により、医療的ニーズの高い在宅療養者や認知症高齢者の増加が予測されています。地域の在宅等療養者に対し円滑かつ適切にサービスが提供されるよう、地域のネットワークを構築しつつ、個別サービスのコーディネート機能も求められています。地域包括ケアを支援するサイト「ヨコハマ地域活動サービス検索ナビ」を活用し、最新のインフォーマルサービス情報の周知に取組み、地域のネットワークづくりを進めます

【地域ケア会議】

また、地域包括支援ネットワークは地域の実情に応じて構築されるものですが、構築のためのひとつの手段として、国の通知「地域包括支援センターの設置運営について」において、行政職員、包括支援センター職員、介護サービス事業者、医療機関関係者、民生委員等から構成される合議体（地域ケア会議）の開催が示されています。

介護保険法の規定に、地域包括支援センターと関係者との連携努力義務が新設された背景には、次に述べる機能を効果的に遂行することをねらいとしたものであり、地域ケア会議についてはこうした機能を地域において実現していくことを念頭に実施します。

多職種による個別ケースの検討や課題分析を行うことは、単に個別ケースの解決が重要とい

う意味だけでなく、個別の検討を通じて地域における支援体制づくりに繋げ、その前提として地域課題の把握に繋げ、更に、介護支援専門員の支援の力量形成に繋げる意味からも重要です。また、その地域に不足している資源を開発していく事や、地域の課題の解決のために必要な政策形成に繋げていく事が求められるよう努めます。

【協力医とケアマネ相談会】

協力医、近隣居宅介護支援事業所と現状における地域課題や、エリア内インフォーマルサービス、地域の居場所などを共有し、利用者支援につなげていきます。居宅介護支援事業所との顔の見える関係性を継続し、スムーズな連携に努めます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

「誰もが地域で安心して暮らすための福祉・保健活動拠点」である地域ケアプラザで提供される居宅介護支援事業には、地域に密着した支援を実践する必要性があります。

地域で安心して暮らすため、そこで重要になるのは「地域の力」であり、地域ケアプラザで蓄積されたより多くの地域資源情報を基に、介護保険サービスのみならず、インフォーマルなサービスも視野に入れた支援を行う事が強みとなり、こういった事をより身近に活用していけるモデルを確立させる事は、地域ケアプラザを拠点とする居宅介護支援事業において重要な使命といえます。

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年に入り、多くの方が介護状態になる事が避けられない状況にあり、そのため、在宅で最期まで生活するための支援を、より多くの方々に提供する事が困難になる可能性があります。指定介護予防支援事業者である「地域包括支援センター」と密接した連携を行う事で、「介護予防」への更なる取り組みを模索し、実践していく事が重要となります。

1. 新規依頼の迅速な対応

地域包括支援センターに相談に来られる方の多くは、介護に対する様々な不安を持たれております。ご本人・ご家族からの要望があれば、速やかに担当ケアマネジャーを選任し、不安な気持ちの傾聴や、より良い支援提供へのお力添えを行います。

2. 多職種連携の実践

様々な職種との連携を行う事は、私達に課せられた使命であります。そうした中で、地域ケアプラザ協力医や地域包括支援センターとの身近な連携を常に行い、医療と介護両面からのケアを充実させていきます。また地域ケア会議などに積極的に参加し、行政・民生委員等との連携を図り、地域全体で支援していく視点を常に向上させていきます。

3. 関係法令及び守秘義務の遵守

地域に暮らす方々からお預かりした個人情報やプライバシーを厳守し、法令違反が無いよう、常に業務改善やシステムの研鑽、ICT の活用などを取り入れていきます。

4. 地域ケアプラザ運営事業の活用

地域包括支援センター、生活支援体制整備事業、地域活動交流事業との連携及び運営事業を活用することで、画一化した支援に偏ることなく、一人ひとりに寄り添った支援を心掛けていきます。地域ケアプラザで行われているサークル活動を紹介するなど、今後もより多くの場面で運営事業との連携を柔軟に図ります。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

【運営方針】

画一的なサービス提供からの脱却をめざし、活動提供内容の拡充を目指します。個々のご利用者特性を把握し、可能性を引き出せるケアを実践します。ご家族と顔が見える関係性を築き、ご家族で抱える問題を共有し、介護負担の軽減につなげます。

【プログラム】

入浴や食事などの日常生活支援に加え、生活機能向上のための機能訓練やレクリエーションなどを受けられる日帰りの通所介護サービスを行います。レクリエーションでは上肢・下肢を動かして行う運動的内容や、認知症予防の脳トレの内容等様々な種類の日替わりで準備し、実施しています。また、個々のご利用者の意向に寄り添い、「生きがい支援」につながる活動の提供を行えるよう、所内のレクリエーション委員会にて毎月検討を継続して行きます。

① 安心の医療対応

当事業所は中重度者ケア体制加算算定施設で、医療依存度の高い方にも対応しています。全日配置の看護師を中心に職種間の情報共有を密にし、長期に渡り安心してご利用いただけるよう支援します。

② 認知症予防プログラム

専門性を活かした認知症対応プログラムを導入し、ご家族にも変化や効果を実感して頂ける認知症ケアを行なっています。若年性認知症のご利用者も受け入れており、ご利用者が安心・安全に過ごしていただけるよう個々の認知度・症状に応じて個別性に特化したケアを行ってまいります。住み慣れた地域での生活が継続できるよう、ご家族等介護者、他の介護サービス従事者等との情報共有を密にしていきます。家族会や見学会の開催等、ご家族の思いを受け止めることの出来る機会を増やせるよう努めます。

③ 機能訓練（生活リハビリ）

目標に併せた継続的な機能訓練により、筋力維持による転倒予防や失禁予防など在宅生活の継続を支援します。生活機能の向上を目指し、作業療法士・理学療法士の定期的な訪問による評価・訓練も行っています。

④ 地域に根付いた事業運営

人と人との心のつながりが最も大切な資産と考えています。近隣の学生・児童との交流等や地域のボランティアの皆様にも活動していただく機会を多く作り、地域の皆様に認知し続けていただける運営を行ってまいります。



6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

指定管理料提案額の収支予算については、開所から直近までの実績を元に算出しております。具体的な金額については別紙様式3をご参照ください。

サービスのための経費・修繕費など、全体にかかる費用については、定められた負担比率で適性に按分しています。

事業費については、地域住民の要望、貸館利用者からのアンケート等から、さまざまなニーズに応える事業や地域課題に応じた事業を計画しております。また、各事業計画の変化に合わせて見直しを行い、適切な状態を維持します。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

城郷小机地域ケアプラザを運営するにあたり、事業等の執行を能率的、効率的に行うとともにあらゆる経費を低額に抑える事が必要と考えます。具体的には、以下の取り組みを行ってきましたが、より一層の経費節減を図ります。

物品購入にあたっては常時「必要最小限の数量」とし、余分なストック等を抱えない様にします。ストックが多くなると節約の意識低下を招き、保管場所等のコストも膨らむため、定期的に購入する消費財（清掃用消耗品、紙類、文具全般）についてはこまめな購入を心がけます。ただし、信頼できる事業所から継続的に購入することで単価抑制を交渉します。

空調設備の適正な温度管理と清掃、照明・電気機器等の省エネ運用によって電気やガス等エネルギーの消費を抑えます。空調設備の温度設定パネルの上部に大きく見やすい文字で推奨する設定温度が記載された案内を掲示するなど、利用者とともに節電に取り組みます。

役務等の契約についてはその金額に応じて見積もり合わせや入札を適正に実施し、経費の削減に努めます。当法人の総務部では清掃、機器管理、電気管理等の役務契約については主要な施設の契約を数社の見積もり合わせ等で検討しており、当地域ケアプラザ単独で契約するよりも有利な条件での契約が可能です。

また、建築局保全推進課で開催する「公共建築物の保全に関する研修」等にも今後とも積極的に参加し、最新かつ適切な情報入手に努めるとともに、横浜市節電・省エネ対策基本方針を踏まえ、省エネへの取り組みを確実に実施します。

地域活動交流、生活支援体制整備及び地域包括支援センター事業の運営費が、指定管理料を上回る分は、利用料金の収支の活用をいたします。

指定管理料提案書
(横浜市城郷小机地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書
(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象外件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	14,351,300円	14,351,300円	14,351,300円	14,351,300円	14,351,300円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	487,440円	487,440円	487,440円	487,440円	487,440円
事業費		講師料・材料費 ボランティア保険料等	☐	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円
事務費		旅費・消耗品費・通信費他	☐	958,000円	958,000円	958,000円	958,000円	958,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	8,167,471円	8,167,471円	8,167,471円	8,167,471円	8,167,471円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
施設使用料相当額				-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円
合計				22,962,211円	22,962,211円	22,962,211円	22,962,211円	22,962,211円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象 人 件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	21,672,900円	21,672,900円	21,672,900円	21,672,900円	21,672,900円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外 人 件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	964,008円	964,008円	964,008円	964,008円	964,008円
事業費		講師料・ボランティア保険料等	□	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円
事務費		旅費・消耗品費・通信費他	□	810,000円	810,000円	810,000円	810,000円	810,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	2,169,497円	2,169,497円	2,169,497円	2,169,497円	2,169,497円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
合計				26,672,405円	26,672,405円	26,672,405円	26,672,405円	26,672,405円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人員費 ・生活支援Co	☐					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人員費 ・生活支援Co	☐					
事業費		講師料・ボランティア保険料等	☐					
事務費		旅費・消耗品費・通信費他	☐					
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
合計				5,427,680円	5,427,680円	5,427,680円	5,427,680円	5,427,680円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費		講師料・ボランティア保険料等	☐	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市城郷小机地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	22,962,211円	22,962,211円	22,962,211円	22,962,211円	22,962,211円
		地域包括支援 センター運営事業	26,672,405円	26,672,405円	26,672,405円	26,672,405円	26,672,405円
		生活支援 体制整備事業	5,427,680円	5,427,680円	5,427,680円	5,427,680円	5,427,680円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			55,216,296円	55,216,296円	55,216,296円	55,216,296円	55,216,296円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	9,259,728円	9,318,169円	9,384,425円	9,444,008円	9,601,356円
		居宅介護支援事業	39,108,883円	39,118,783円	39,118,783円	39,123,733円	39,128,683円
		通所系 サービス事業	190,847,645円	190,847,645円	190,847,645円	190,847,645円	190,847,645円
			239,216,256円	239,284,597円	239,350,853円	239,415,386円	239,577,684円
	その他収入		300,000円	300,000円	350,000円	350,000円	400,000円
		294,732,552円	294,800,893円	294,917,149円	294,981,682円	295,193,980円	
支出	内訳	人件費	201,824,304円	201,824,304円	201,824,304円	201,824,304円	201,824,304円
		事業費	1,054,000円	1,054,000円	1,054,000円	1,054,000円	1,054,000円
		事務費	51,469,691円	51,520,743円	51,577,211円	51,629,087円	51,764,254円
		管理費	26,032,029円	26,032,029円	26,032,029円	26,032,029円	26,032,029円
		その他	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円
			281,610,024円	281,661,076円	281,717,544円	281,769,420円	281,904,587円
		うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円	0円
収支			13,122,528円	13,139,817円	13,199,605円	13,212,262円	13,289,393円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書 (横浜市城郷小机地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人
	②	基礎単価				
		配置予定人数	2.0000人	2.0000人	2.0000人	2.0000人
	③	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	②	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	③	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

正規雇用職員等は、ケアプラザ指定管理人員配置基準に則った人員配置にしています。
臨時雇用職員等に関しては窓口業務においても管理上適正と考えられる人数を配置しています。

団体の概要

(令和6年12月27日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんしゅうほうかい) 社会福祉法人秀峰会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒241-0806 横浜市旭区下川井町 360 番地 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式6 同意書による)に使用します)
設立年月日	昭和58年11月12日
沿革	昭和59年 5月 特別養護老人ホーム さくら苑 事業認可 平成 5年 5月 老人短期入所施設 花の生活館 事業認可 平成10年 2月 川井地域ケアプラザ 運営受託 平成14年 3月 特別養護老人ホーム 南永田桜樹の森 事業認可 平成16年 8月 城郷小机地域ケアプラザ 運営受託 平成18年10月 中村地域ケアプラザ 運営受託 現在、居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、保育所など横浜市・川崎市内に約166ヶ所の事業所を認可等され運営
事業内容等	1. 第一種社会福祉事業 特別養護老人ホームの経営 2. 第二種社会福祉事業 イ) 老人短期入所事業の経営 ロ) 老人デイサービス事業の経営 ハ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営 ニ) 老人居宅介護等事業の経営 ホ) 障害福祉サービス事業の経営 ヘ) 移動支援事業の経営 ト) 保育所の経営 チ) 一時預かり事業の経営 リ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営 ヌ) 特定相談支援事業の経営 ル) 障害児相談支援事業の経営 3. その他公益を目的とした事業 ①訪問看護事業 ②訪問入浴介護事業 ③居宅介護支援事業 ④地域包括支援センター事業 ⑤診療所の経営 ⑥地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業 ⑦介護職員等の要請及び技術の向上を目的とする研修事業 ⑧介護職員等の要請及び技術の向上を目的とする研修事業 ⑨障害者入浴サービス事業 ⑩横浜市地区センターの経営

	4. 収益を目的とする事業 ①貸室事業 ②福祉関連用品の貸付事業 ③高齢者生活支援事業			
財務状況 ※直近3か年 の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	14,268,943,085	14,627,507,881	14,859,593,277
	総支出	13,768,802,286	14,122,803,282	14,689,116,591
	当期収支差額	500,140,802	466,704,599	170,476,686
	次期繰越収支差額	4,759,751,690	5,288,456,289	5,398,932,975
連絡担当者	【所 属】 【氏 名】 【電 話】 【F A X】 【E-mail】			
特記事項	なし			